

# (仮称)豊中市児童相談所設置基本計画

(素案)

令和4年(2022年)●月

豊中市

# 目 次

■ 第 1 章 児童相談所の設置	1
（1）はじめに	1
（2）児童相談所設置基本計画策定の目的	2
（3）基本計画の位置づけ	2
（4）児童相談所の開設	2
■ 第 2 章 児童虐待防止に関する国の動向（法令等）と市の取り組み経過	3
■ 第 3 章 児童虐待等に関する現状	8
1. 全国の児童虐待等に関する現状	8
（1）児童虐待相談対応の状況	8
（2）児童虐待等による一時保護の状況	10
（3）少年非行の状況	10
2. 豊中市における現状	11
（1）児童虐待相談対応の状況	11
（2）子どもの一時保護の状況	12
（3）市内小・中学生の非行の状況	12
（4）児童虐待の防止及び早期発見に関する取組状況	13
（5）配偶者暴力に関する相談状況（DV の状況）	15
（6）療育手帳の発行状況	16
■ 第 4 章 児童相談所の設置による効果と留意事項	17
1. 児童相談所の役割（児童相談所運営指針より）	17
（1）児童相談所の設置目的と相談援助活動の条件	17
（2）児童相談所の基本的機能	17
（3）相談機能	18
（4）一時保護機能	20
2. 援助	21
3. 児童相談所の設置主体	21
（1）児童相談所の設置基準	21
（2）大阪府内における児童相談所の設置状況	21
（3）中核市における児童相談所の設置状況	22
4. 豊中市が児童相談所を設置することで期待される効果と留意事項	22
（1）期待される効果	22
（2）留意事項	24
■ 第 5 章 児童相談所設置に関する基本的な考え方	26
1. めざすべき姿	26
2. めざすべき姿を実現するための基本方針	26

(1) 子どもの人権を尊重した取組みを進めます～子どもの主体性の尊重～ .....	26
(2) 妊娠期から切れめない子どもと家庭の支援を進めます～予防・防止施策の充実～ .....	27
(3) 子どもと家庭を地域全体で支えます～子どもの権利・「みんなで子育て」の発信拠点～ .....	27
■第6章 児童相談所の運営 .....	28
1. 運営体制 .....	28
2. 主な事業運営 .....	30
(1) 児童虐待相談・通告対応等について .....	30
(2) 社会的養護について .....	31
(3) 障害相談や非行相談に関する相談支援体制について .....	31
3. 児童相談所の設置にともなう職員 .....	32
(1) 児童相談所に配置が必要な職種と職務内容 .....	32
(2) 職員配置数 .....	33
4. 職員の人材育成 .....	35
(1) めざすべき職員像 .....	36
(2) 豊中市人材育成基本方針との関係 .....	36
(3) 職員の育成内容 .....	36
■第7章 施設整備に関する方針 .....	38
1. 施設整備に関する基本的な考え方 .....	38
2. 児童相談所について .....	38
(1) 施設のコンセプト .....	38
(2) 施設の構成 .....	38
3. 一時保護所 .....	39
(1) 施設のコンセプト .....	39
(2) 施設の構成 .....	39
(3) 入所児童の定員 .....	40
4. 留意事項 .....	42
5. 財源措置 .....	42
6. 今後のスケジュール .....	43
資料集 .....	44
資料1. 計画の策定経過 .....	45
資料2. 用語集 .....	52

## ■第1章 児童相談所の設置

### (1) はじめに

本市は、豊中市子ども健やか育み条例（平成25年（2013年）4月制定）の理念「すべての子どもの人権が尊重され、子ども一人ひとりが健やかに育ち、子どもを愛情深く育むまち」の実現に向け、「豊中市子育て・子育て支援行動計画（以下「こどもすこやか育みプラン」という。）」に基づき、子どもの所属機関（学校やこども園・保育所（園）等）や地域の各種団体、事業者等と連携を図りながら児童福祉、母子保健、教育をはじめとした子どもに関わる様々な分野にわたる支援施策を総合的、計画的に推進しています。

施策の推進にあたって、とりわけ子どもや家庭にかかわる様々な相談への対応については、平成27年（2015年）4月に「こども総合相談窓口」を設置し24時間365日対応を行うなど相談しやすい環境を整えてきました。また、平成30年（2018年）7月には「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、妊娠期から出産・子育て期と子どもの成長にあわせて、子どもや家庭に切れめなく支援を行い、児童虐待の未然防止や早期発見などの対策強化を図ってきました。

しかし、家族形態の変化や生活課題の多様化・複雑化、地域のつながりの希薄化などもあり、こども総合相談窓口への相談件数や児童虐待相談・通告件数は年々増加しています。こうした傾向は、本市を管轄区域としている大阪府池田子ども家庭センターにおいても同様にみられています。

また、児童虐待相談・通告件数は全国的にも増加傾向にあり、国は、平成28年（2016年）5月に児童福祉法を改正し、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童が権利の主体であることを児童福祉法の理念として明確化するとともに、市町村及び児童相談所の体制強化等の措置を講じることとしました。

しかし、その後も児童虐待により子どもの命が失われる事件が相次いで発生したことを受け、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」や「児童虐待防止対策の抜本的強化について」などを相次いで決定し、令和元年（2019年）6月に公布した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行により、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化、中核市等における児童相談所の設置促進等の措置が講じられつつあります。

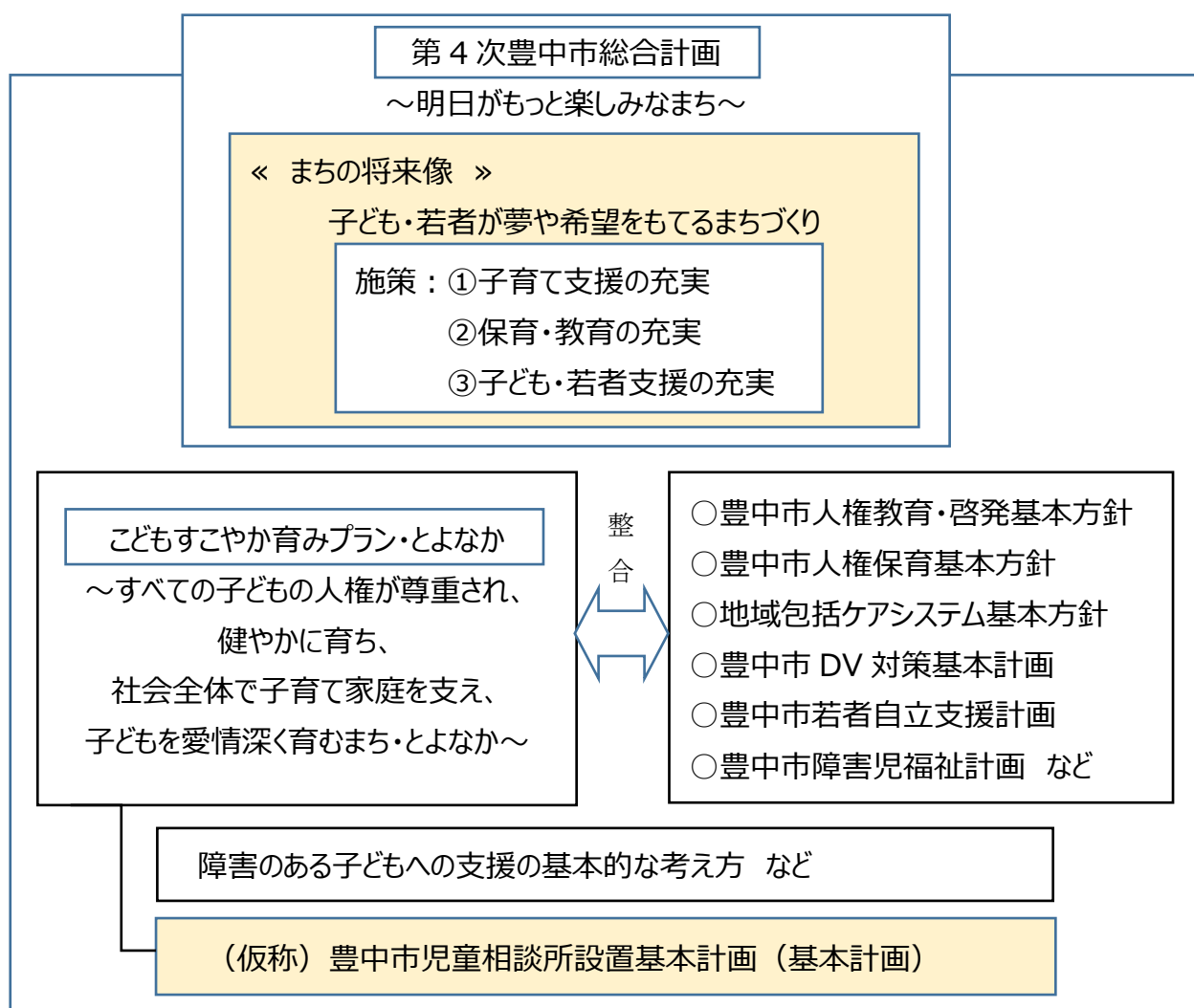
こうした状況を踏まえ、本市においても子どもの権利擁護はもとより、子育てに関する問題・不安を抱える家庭に対して、迅速かつ丁寧に切れめなく包括的に支援が行える支援体制の強化が必要となります。そこで、本市の地域特性に適った児童相談所を設置し、本市の誇る地域力・市民力に加え、培ってきた子育て支援施策の充実を図り、地域社会全体で子どもと家庭を見守り、誰ひとりとして取り残さない地域社会づくりをめざすこととします。

## (2) 児童相談所設置基本計画策定の目的

児童相談所設置基本計画（以下「基本計画」という。）は、本市に児童相談所を設置した際の考え方（運営方針、運営に必要な職員の確保と育成のあり方、施設整備に関する課題・条件など）を整理し、児童相談所を設置した際のめざすべき基本的な事項を示すものとします。

## (3) 基本計画の位置づけ

基本計画は、「第4次豊中市総合計画」を上位計画としながら、「豊中市子育て・子育て支援行動計画（こどもすこやか育みプラン・とよなか）」のもと、「豊中市人権教育・啓発基本方針」、「地域包括ケアシステム基本方針」、「豊中市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（豊中市 DV 対策基本計画）」、「豊中市若者自立支援計画」、「豊中市障害児福祉計画」等の分野別の計画等とも整合を図り、分野横断的に子育て・子育て支援の充実を図ります。



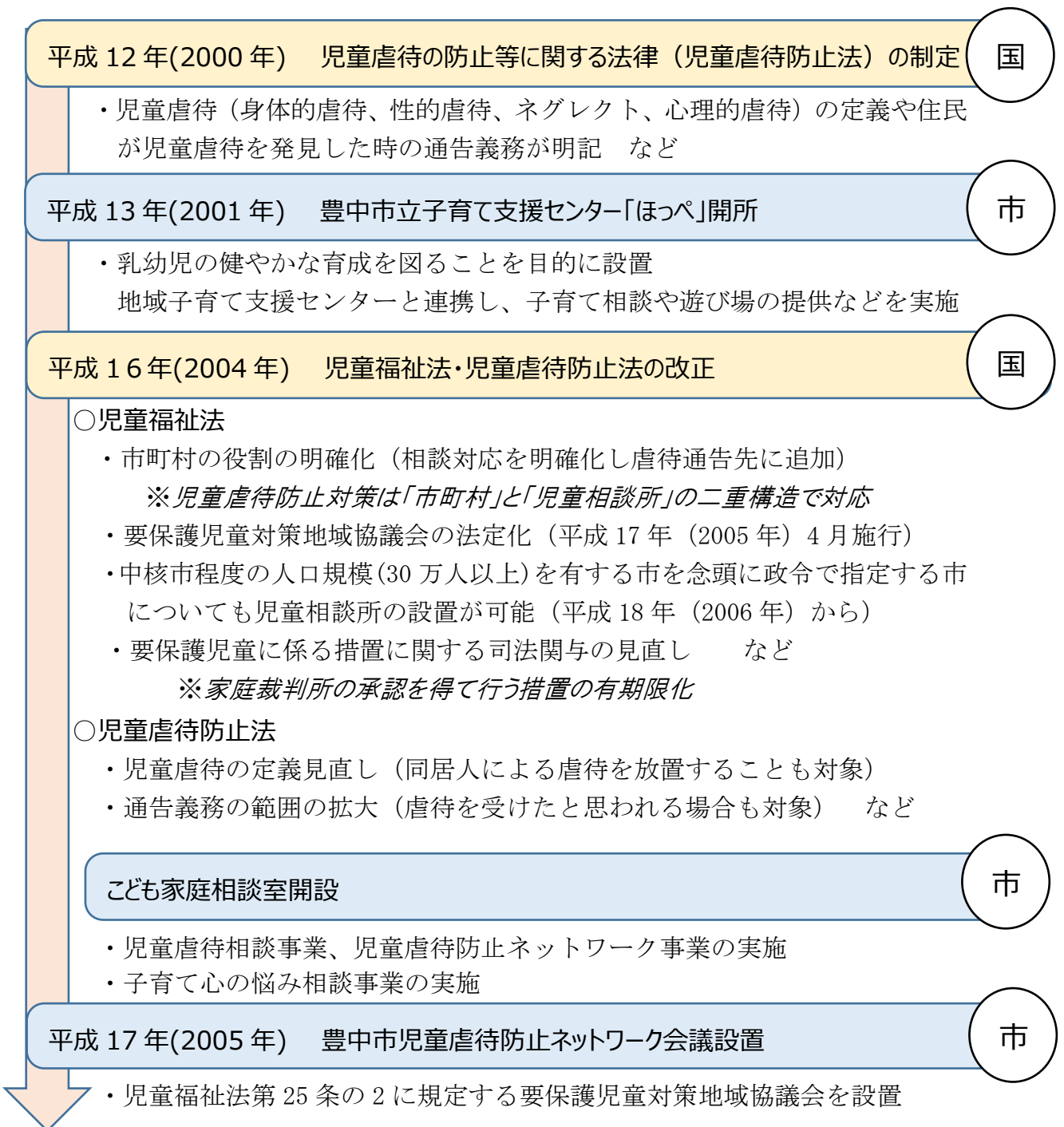
## (4) 児童相談所の開設

児童相談所の開設時期は、令和7年度（2025年度）を目標とします。

## ■第2章 児童虐待防止に関する国の動向（法令等）と市の取り組み経過

児童福祉法（昭和22年）が制定されて以降、子どもを取り巻く社会環境は刻々と変化し、非行少年や不登校、児童虐待等が顕在化し、これらに対応するため法改正や法整備が行われてきました。また、同時に本市においても法令等の改正に呼応し子育て・子育て施策を展開してきました。

平成12年（2000年）において児童虐待の定義が明確化されてからこの間の児童虐待防止に関する関係法令等の改正等の経過を整理します。



平成 18 年(2006 年) 育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）の実施

市

- ・乳幼児の子育て支援や養育支援、児童虐待の未然防止を図るため、子育てに不安や悩みを抱える家庭等に保育士・保健師等が訪問

平成 20 年(2008 年) 児童福祉法の改正

国

- ・乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問等子育て支援事業の法定化及び努力義務化
- ・要保護児童地域対策協議会の機能強化
- ・里親制度の改正等家庭的養護の拡充 など

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施

市

平成 25 年(2013 年) 児童虐待未然防止・再発防止強化

市

- ・子育て短期支援事業の実施

平成 27 年(2015 年) 児童相談事業の強化

市

- ・子どもと家庭に関わる様々な相談を受け止める「こども総合相談窓口」を開設
- ・児童虐待相談・通告窓口の統合（市と教育委員会の窓口統合）
- ・子育て世代包括支援センターとよなかモデルを構築

平成 28 年(2016 年) 児童福祉法・母子保健法の改正

国

- ・児童福祉法の理念の明確化等  
子どもの権利や家庭と同様の環境における養育の推進、国・地方公共団体の役割・責任など
- ・児童虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応  
子育て世代包括支援センターの法定化（母子保健法上の名称は「母子健康包括支援センター」）、市町村における支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の機能強化、児童相談所設置自治体の拡大（特別区が可能）、児童相談所の体制強化及び権限強化など
- ・被虐待児童への自立支援  
親子関係再構築支援、里親委託等の推進、18 歳以上の者に対する支援の継続など

児童相談事業拡充

市

- ・こども専用フリーダイヤル開設及びこどもの相談支援ガイド作成

平成 29 年(2017 年) 児童相談事業の拡充

市

- ・こども専用フリーダイヤル及びこども総合相談窓口を 24 時間 365 日開設

平成 30 年(2018 年) 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策 (関係閣僚会議決定)

国

- ・7月 国、自治体、関係機関が一体となって緊急的に講ずる対策と合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組む。

緊急的に講ずる対策

子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底 (48 時間ルールと立ち入り調査)、乳幼児健診未受診者・未就学児・不就学児等の緊急把握の実施など

児童虐待防止対策のための総合対策

児童相談所・市町村の職員体制・専門性強化、児童虐待の早期発見・早期対応、児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底など

- ・12月 児童虐待防止対策体制総合強化プラン (新プラン) の策定

計画期間：平成 31 年度 (2019 年度) から令和 4 年度 (2022 年度)

- ・子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置
- ・児童相談所の職員配置基準の見直し (専門職の大幅な増員) など

相談支援体制の強化

市

- ・子ども家庭総合支援拠点を設置

平成 31 年(2019 年) 3 月 児童虐待防止対策の抜本的強化 (関係閣僚会議決定)

国

- ・児童相談件数の急増と深刻な事等を踏まえ、子どもの権利擁護、児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応の強化を図る。また、児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正法案を国会に提出。

子どもの権利擁護

体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進

児童虐待の発生予防・早期発見

地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置促進、学校等における虐待等に関する相談体制の強化 など

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童相談所の体制強化 (医師や保健師の配置の義務化及び児童福祉司の増員に向けた支援の拡充など) や中核市・特別区の児童相談所の設置促進、学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化、DV 対応と児童虐待対応との連携強化 など

4 月 障害のある子どもへの支援体制の強化

市

- ・障害や発達に課題のある子どもが地域で安心して成長できるよう、総合的かつ一貫した支援を提供する「児童発達支援センター」を開所



令和元年(2019年)6月 児童福祉法・児童虐待防止法等の改正等

国

- ・児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の措置を講じる「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布

児童の権利養護

関係法令	改正内容	施行日
児童福祉法	親権者等による体罰の禁止	令和2年(2020年)4月1日
	児童相談所の業務の明確化	令和2年(2020年)4月1日
児童虐待防止法	親権者等による体罰の禁止	令和2年(2020年)4月1日

児童相談所の体制強化等

関係法令	改正内容	施行日
児童福祉法	児童相談所の業務の質の評価の実施等	令和2年(2020年)4月1日
	児童相談所への弁護士の配置等	令和4年(2022年)4月1日
児童虐待防止法	児童相談所の介入機能と支援機能の分離等	令和2年(2020年)4月1日
	児童虐待の再発防止のための措置	令和2年(2020年)4月1日

その他

関係法令	改正内容	施行日
児童福祉法	児童相談所の設置促進	令和2年(2020年)4月1日
	中核市等に対する児童相談所の設置支援	
	児童相談所の管轄区域の策定基準	
	関係機関間の連携強化	令和2年(2020年)4月1日
要保護児童対策地域協議会への情報提供の求めへの応答の努力義務		
児童虐待防止法	児童虐待の早期発見の努力義務の対象者の明確化	令和2年(2020年)4月1日

令和2年(2020年) いじめ・児童虐待の未然防止の強化

市

- ・こども未来部に「いじめ・児童虐待防止担当管理職」を配置し、市長部局でいじめ防止の取組みを実施し、子どもの人権擁護を推進

令和3年(2021年)12月 こども政策の新たな推進体制に関する基本方針 (関係閣僚会議決定)

国

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組み・政策を国社会の真ん中に据えて、こどもの視点でこどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするもの。

## ○こども施策の基本理念の明確化

- ・こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策を進める。
- ・全てのこどもの健やかな成長、幸せな状態 (Well-being) の向上をめざす。
- ・誰一人取り残されることがなく、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援を進める。
- ・こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れめのない包括的な支援を進める。
- ・待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援を充実させる。
- ・データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策を立案し、評価し改善していく。

## ○こども家庭庁の設置（令和5年度（2023年度）目標）

- ・こども政策の司令塔機能を、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考える「こども家庭庁」に一本化することにより、こども政策を一元的に推進する組織として、内閣総理大臣の直属の機関として設置。
- ・こども家庭庁の体制は、育成部門、支援部門、企画立案・総合調整部門の3部門で構成

部門	役割
成育部門	<ul style="list-style-type: none"><li>・妊娠期から子育て期にわたるまでの包括的かつ継続的な保健施策の推進及びこどもが心身ともに健康で育っていく環境を整備するための総合的な取組みの推進</li><li>・就学前の全てのこどもの保障</li><li>・相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり</li></ul>
支援部門	<ul style="list-style-type: none"><li>・ヤングケアラーやいじめ・不登校など様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れめのない包括的支援</li><li>・社会的養護の充実及び自立支援</li><li>・こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援</li></ul>
企画立案・ 総合調整部門 (こども政策全体の 司令塔機能)	<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもの視点に立った政策の企画立案・総合調整</li><li>・必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等</li><li>・データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善</li></ul>

## ■第3章 児童虐待等に関する現状

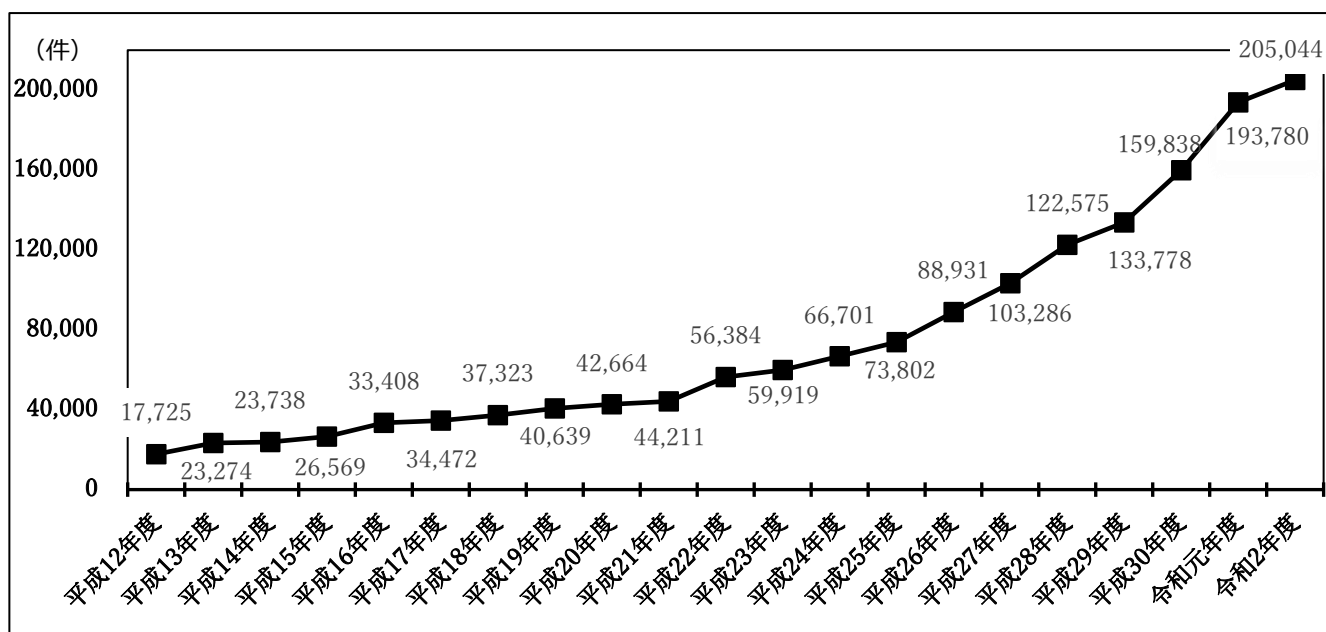
### 1. 全国の児童虐待等に関する現状

#### (1) 児童虐待相談対応の状況

厚生労働省の調べにおいて、令和2年度(2020年度)の児童相談所における児童虐待相談対応件数205,044件は、前年度に比べ約6%増加しており、全国的に増加傾向にあります。

また、この20年間では児童虐待相談対応件数は減少することなく増加し、特に平成25年度(2013年度)に警察がDV事案への積極的な介入及び体制を確立したことや平成27年度(2015年度)に児童相談所全国共通ダイヤルを「189」の3桁化に統一したこと、さらに児童虐待に関する深刻な事案の発生などによる児童虐待に関する社会的関心の高まりもあり、平成25年度(2013年度)以降急激に児童虐待相談対応件数は増加しています。

#### 【 児童虐待相談対応件数の推移 】



※出典：厚生労働省データ。平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

児童虐待相談の内容については、平成20年度(2008年度)は身体的虐待とネグレクト(育児放棄)がともに40%程度を占めていましたが、令和2年度(2020年度)は身体的虐待が25%程度、ネグレクトは15%程度とともに割合の変化が見られます。一方で、心理的虐待は平成20年度(2008年度)が20%程度であったのに対し令和2年度(2020年度)では60%程度に増加してします。心理的虐待の増加は、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案(面前DV)について警察からの通告が増加した背景があります。

なお、身体的虐待とネグレクトの構成割合は減少していますが、令和2年度(2020年度)の件数は、平成20年度(2008年度)に比べ身体的虐待は3.1倍、ネグレクトは2倍、性的虐待は1.7倍、心理的虐待は13.3倍増加しています。

【 児童虐待相談の内容別件数の推移 】

年度	身体的虐待		ネグレクト		性的虐待		心理的虐待		総数
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
平成20年度	16,343	38.3%	15,905	37.3%	1,324	3.1%	9,092	21.3%	42,664
平成21年度	17,371	39.3%	15,185	34.3%	1,350	3.1%	10,305	23.3%	44,211
平成22年度	21,559	38.2%	18,352	32.5%	1,405	2.5%	15,068	26.7%	56,384
平成23年度	21,942	36.6%	18,847	31.5%	1,460	2.4%	17,670	29.5%	59,919
平成24年度	23,579	35.4%	19,250	28.9%	1,449	2.2%	22,423	33.6%	66,701
平成25年度	24,245	32.9%	19,627	26.6%	1,582	2.1%	28,348	38.4%	73,802
平成26年度	26,181	29.4%	22,455	25.2%	1,520	1.7%	38,775	43.6%	88,931
平成27年度	28,621	28.0%	24,444	23.9%	1,521	1.5%	47,800	46.7%	102,386
平成28年度	31,925	26.0%	25,842	21.1%	1,622	1.3%	63,186	51.5%	122,575
平成29年度	33,223	24.8%	26,821	20.0%	1,537	1.1%	72,197	54.0%	133,778
平成30年度	40,238	25.2%	29,479	18.4%	1,730	1.1%	88,391	55.3%	159,838
令和元年度	49,240	25.4%	33,345	17.2%	2,077	1.1%	109,118	56.3%	193,780
令和2年度	50,035	24.4%	31,430	15.3%	2,245	1.1%	121,334	59.2%	205,044

※出典：厚生労働省データ。割合は四捨五入のため、100%にならない場合があります。

平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

全国の子童相談所において、大阪府や東京都、神奈川県は児童虐待相談対応件数が多い傾向にあります。

【 児童相談所設置自治体の児童相談対応件数 】

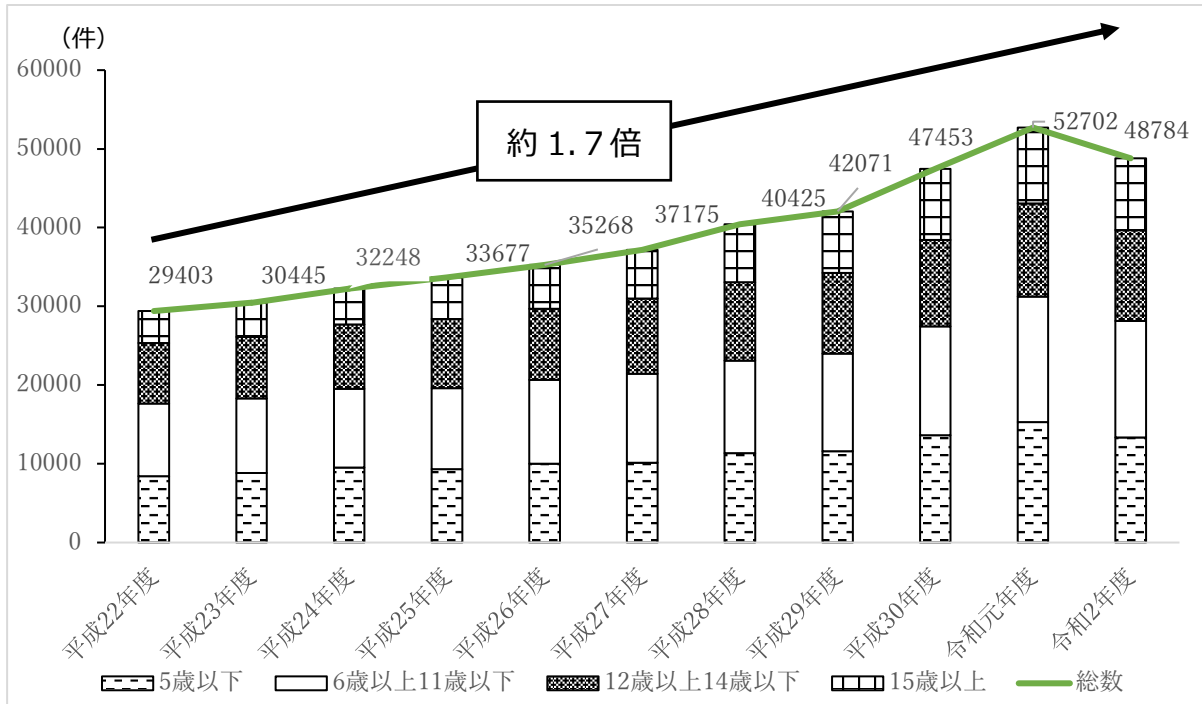
児童相談所設置自治体		児童相談対応件数	
		令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)
東京都		21,659 件	25,736 件
大阪府	大阪府	15,753 件	16,055 件
	大阪市	6,523 件	6,239 件
	堺市	2,367 件	2,339 件
	合計	24,643 件	24,633 件
神奈川県	神奈川県	7,349 件	7,021 件
	横浜市	7,051 件	8,853 件
	川崎市	3,722 件	3,851 件
	相模原市	1,532 件	1,636 件
	横須賀市	795 件	732 件
	合計	20,449 件	22,093 件
(参考) 兵庫県	兵庫県	5,291 件	5,581 件
	神戸市	2,230 件	2,840 件
	明石市	609 件	675 件
	合計	8,130 件	9,096 件

※出典：厚生労働省データ(令和2年度)。

## (2) 児童虐待等による一時保護の状況

児童相談所では、保護者の不在や児童虐待・非行などで家庭での養育が困難な場合、心身の危険などがある児童を一時保護しています。令和2年度（2020年度）において、全国の児童相談所での一時保護は48,784件と、この10年間で約1.7倍増加しています。

【 一時保護件数の推移 】



※出典：福祉行政報告例データより作成

## (3) 少年非行の状況

刑法犯少年の検挙数及び触法少年、不良行為少年の補導数は減少しています。種別でみると補導数の多くを占めていた窃盗犯が大きく減少しています。また、喫煙や深夜徘徊についても平成24年度(2012年度)から半数以上減少しています。

【 触法少年（刑法）及び不良行為少年の補導人員の推移 】

(人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
触法少年(刑法)	13,945	12,592	11,846	9,759	8,587	8,311	6,969	6,162	5,086
凶悪犯	130	106	76	62	81	74	61	72	55
粗暴犯	1,469	1,494	1,429	1,190	987	1,014	908	1,001	864
窃盗犯	9,138	8,069	7,728	6,398	5,699	5,535	4,685	3,887	3,111
知能犯	61	64	44	61	48	34	39	31	33
風俗犯	202	253	192	230	192	214	188	187	174
その他の刑法犯	2,945	2,606	2,377	1,818	1,580	1,440	1,088	984	849
不良行為少年	917,926	809,652	731,174	641,798	536,420	476,284	404,754	374,982	333,182
深夜はいかい	526,421	472,852	429,943	373,132	309,239	270,667	226,377	210,691	179,186
喫煙	303,344	257,043	225,920	198,555	162,231	138,588	112,861	98,787	99,220
その他	88,161	79,757	75,311	70,111	64,950	67,029	65,516	65,504	54,776

※出典：警察白書データ

## 2. 豊中市における現状

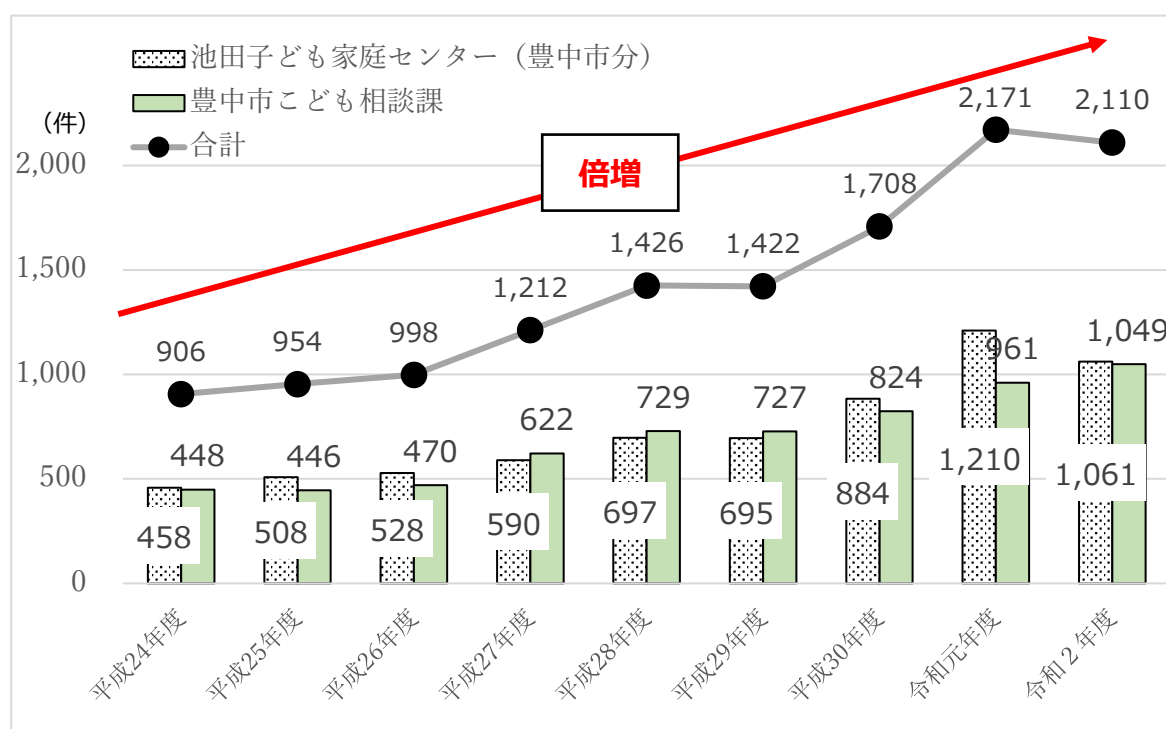
### (1) 児童虐待相談対応の状況

豊中市における児童虐待相談対応（通告含む）は、こども相談課（子ども家庭総合支援拠点）と豊中市を管轄区域とする児童相談所「大阪府池田子ども家庭センター（以下『子ども家庭センター』という。）が連携し、子どもの置かれている状況に応じた支援に取り組んでいます。

具体的には、各々で受け付けた相談・通告内容は虐待のリスクを見極め、必要に応じて子どもやその家庭の情報共有を図り、子どもの安全確認から再発防止に関する家庭指導を行い、子どもやその家庭に必要な支援につなげています。また、虐待のリスクが高い場合は、子ども家庭センターが子どもの安全確保を最優先に行うため一時保護の対応が必要となることもあります。

児童虐待の相談対応件数は、本市においても全国の傾向と同様に増加しており、令和2年度（2020年度）は平成24年度（2012年度）から倍増しています。

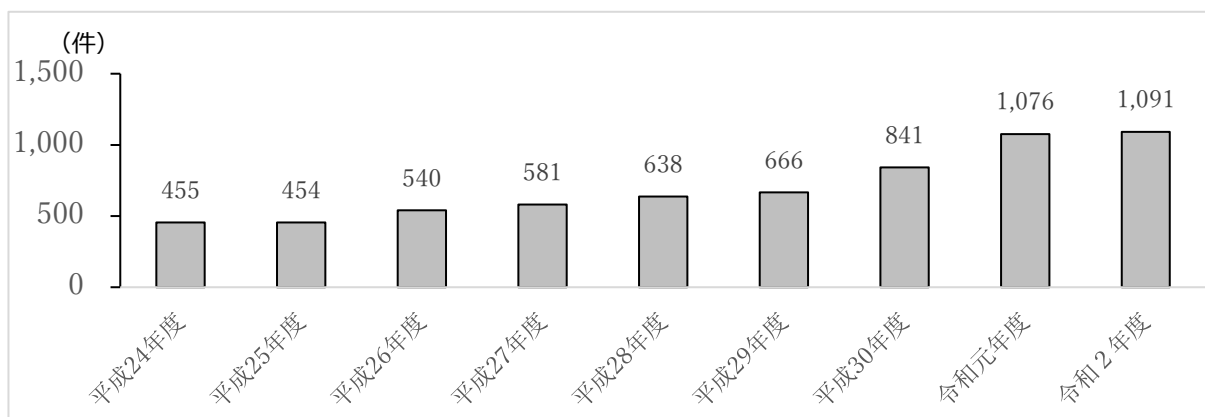
【 豊中市内の児童虐待相談対応件数の推移 】



※出典：豊中市子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）報告速報数値

子ども家庭センターでの児童虐待相談対応件数のうち、相談対応時の調査において児童虐待対応として認知した件数の推移は次のとおりです。

【 池田子ども家庭センター（豊中市分）の児童虐待対応件数の推移 】



※出典：大阪府データ

(2) 子どもの一時保護の状況

子ども家庭センターでは、児童虐待のリスクを見極め児童の安全確保の必要がある場合や保護者の不在、非行などで家庭での養育が困難な場合は必要に応じて一時保護対応を行使することがあります。その際、子どもの心理的負担がともなうこともあり、同時に心理的支援にも取り組んでいます。

児童虐待による保護は、令和元年度(2019年度)では全体の8割程度、令和2年度(2020年度)では7割程度を占め高い水準となっています。

【 豊中市内の子どもの一時保護件数（人） 】

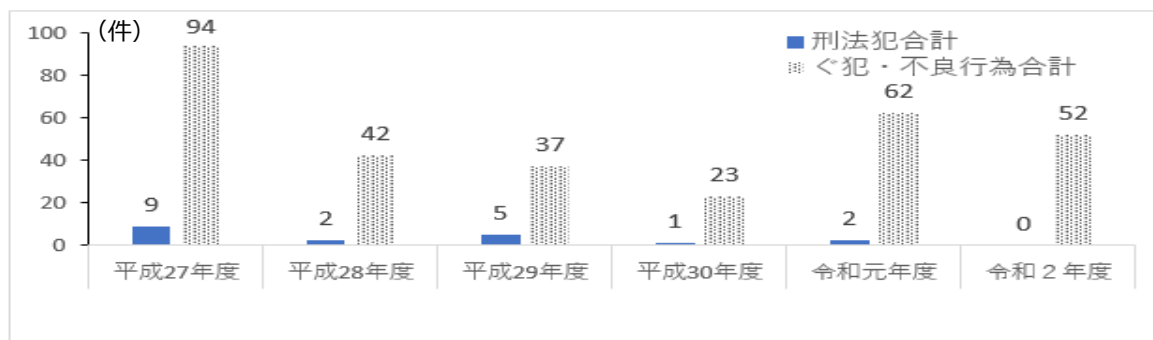
	養護		障害	非行	育成	保健・その他	計（人）
	児童虐待	その他					
令和元年度	188	20	0	22	10	1	241
構成	78.0%	8.3%	0%	9.1%	4.1%	0.5%	100%
令和2年度	140	25	1	31	13	0	210
構成	66.7%	11.9%	0.5%	14.8%	6.2%	0%	100%

※構成については四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

(3) 市内小・中学生の非行の状況

刑法犯少年及びぐ犯・不良行為の発生件数は減少傾向にありましたが、令和元年度(2019年度)及び令和2年度(2020年度)は深夜徘徊を行っている児童生徒の増加にともない、ぐ犯・不良行為の発生件数は増加しました。

【 市内小・中学生の問題行動発生件数の推移 】

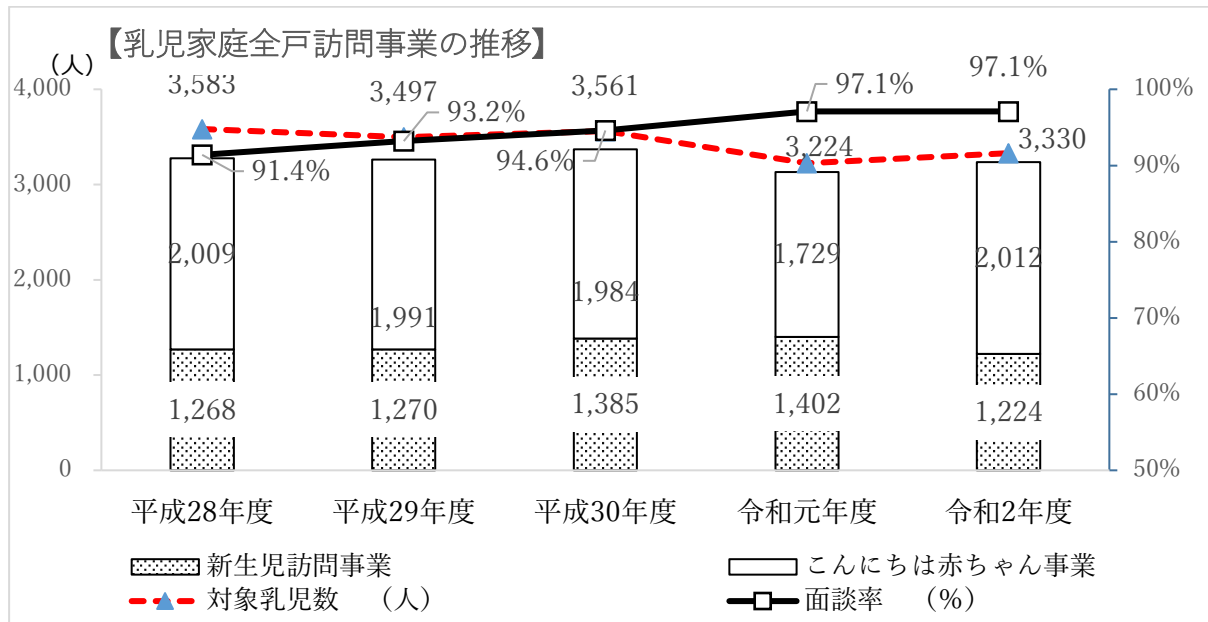


#### (4) 児童虐待の防止及び早期発見に関する取組状況

##### ①乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問事業・こんにちは赤ちゃん訪問事業）

乳児家庭全戸訪問事業は、子育て世代包括支援センター機能を担う母子保健課（利用者支援「母子保健型」）と子育て支援サービス機能を担うこども相談課子育て支援センターほっぺ（利用者支援「基本型」）が連携し、生後4か月までの乳児がいる家庭を対象に訪問しています。この数年間、訪問時の面談率は90%を超える高い水準で推移しています。面談できなかった乳児のいる家庭については、乳幼児健康診査（4か月児）で乳児の状況把握に努めています。

また、育児不安や地域社会から孤立するなど支援が必要と判断した際には、関係機関連携し養育支援訪問（育児支援家庭訪問）や産後ケア事業、保健師・助産師等による訪問事業などの支援につなげています。



##### ②乳幼児健康診査未受診児対応

母子保健課では、乳幼児集団健康診査（4か月児、1歳6か月児、3歳児）を行い、乳幼児の健康の保持・増進を図るとともに、育児不安の軽減や児童虐待予防など子育て支援につなげていますが、乳幼児健康診査を受診できない乳幼児の実態（令和元年度（2019年度）4か月児健診実績では約3%）もみられます。乳幼児健康診査の未受診児の中には、居住実態が把握できない児や養育支援が必要な児が含まれていることもあり、その後の対応を慎重に進めています。

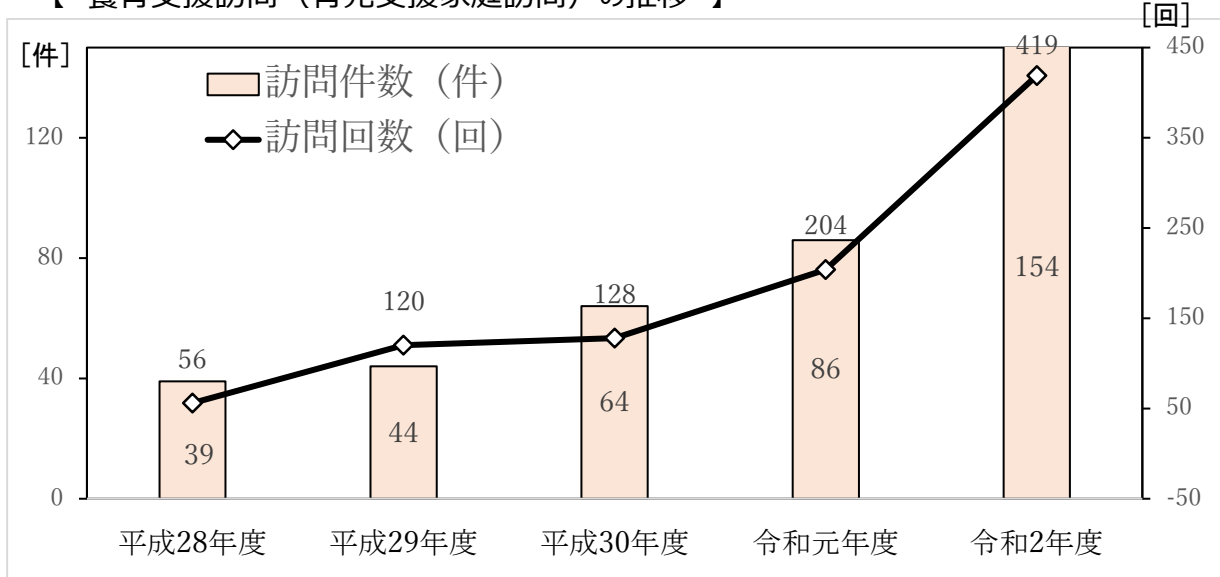
具体的には、未受診児の保護者に受診を再勧奨し、年齢に応じて定めた期間中に受診がない場合は、保護者への連絡や関係機関での情報収集、保健師の家庭訪問等によるこどもの安全確認（現認）等を行います。保護者と連絡が取れず、家庭訪問等でもこどもの現認ができない場合は、こども相談課と緊密に連携し調査を行っています。



### ③養育支援訪問（育児支援家庭訪問）

養育支援訪問は、令和2年度(2020年度)に対象年齢を就学前から小学6年生まで引き上げたことや、子育て支援センターを拠点にアウトリーチの強化を図ったこともあり、前年比で約2倍増加するなど潜在化していた家庭の支援につながっています。

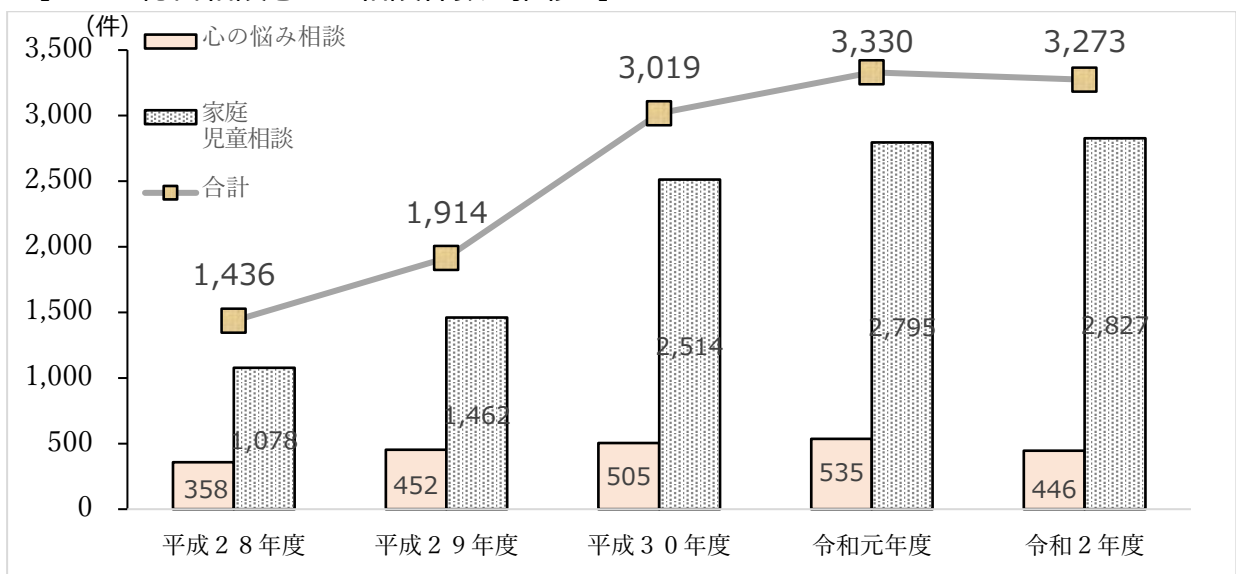
【 養育支援訪問（育児支援家庭訪問）の推移 】

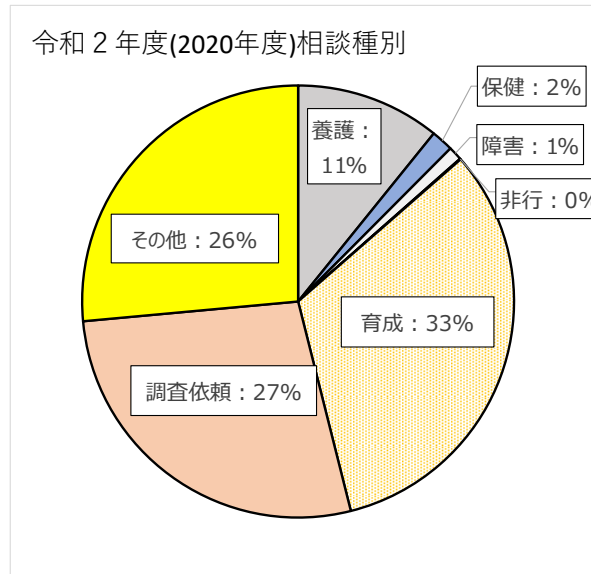
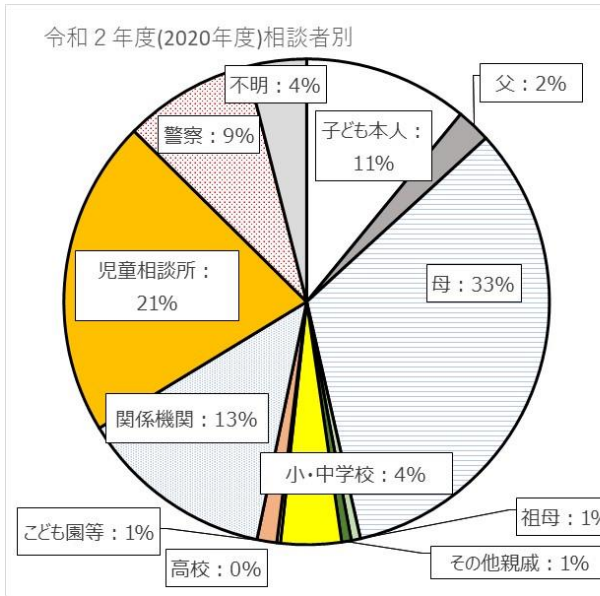


### ④こども総合相談窓口

こども総合相談窓口は、子ども本人や子育て家庭、子どもの所属機関等からの相談を受付けており、相談件数は年々増加しています。令和2年度(2020年度)において、相談者別では、母親からの相談は全体の33%、子ども本人からの相談は11%を占めています。また、相談内容別では、育児のしつけや子どもの性格行動など育成に関することが全体の33%、子ども家庭センターや警察などからの調査依頼の相談が27%を占めています。

【 こども総合相談窓口の相談件数の推移 】

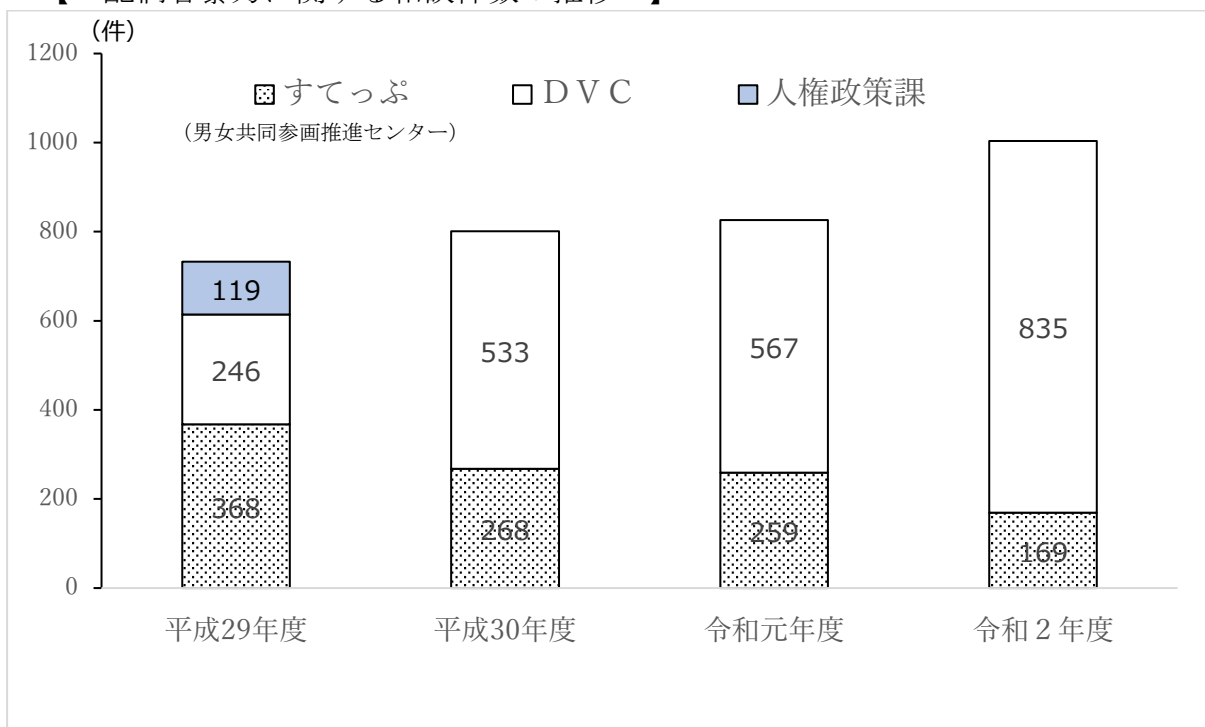




(5) 配偶者暴力に関する相談状況 (DVの状況)

配偶者からの暴力等の相談については、平成29年(2017年)10月に「豊中市配偶者暴力相談支援センター(以下「DVC」という。)」を設置して以降、DVCの業務内容や時間帯等について周知してきたこともあり、相談件数は増加しています。

【 配偶者暴力に関する相談件数の推移 】

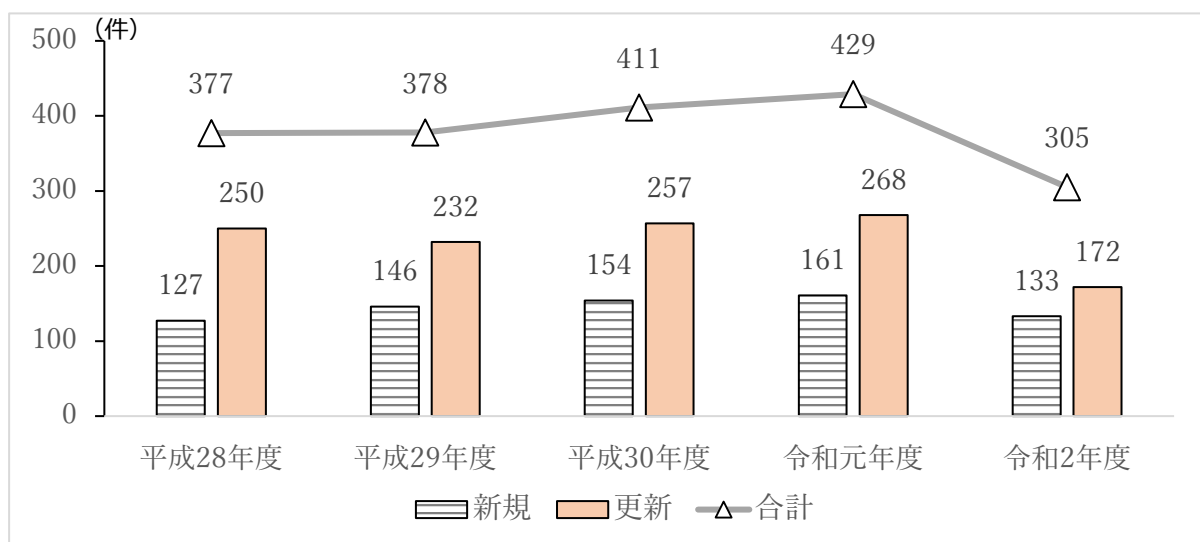


## (6) 療育手帳の発行状況

18歳未満の児童の療育手帳については、豊中市障害福祉課が申請書を受理し、大阪府子ども家庭センターに判定を依頼します。その後、大阪府子ども家庭センターにおいて面談と心理検査が行われ、大阪府が判定結果をもとに療育手帳の交付手続きを行い、豊中市障害福祉課の窓口で受け取ることとなっています。

療育手帳の発行状況は、平成28年度（2016年度）以降増加していますが、令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症感染対策（令和2年（2020年）3月1日から令和3年（2021年）2月末日までの間に判定日を迎える者を対象に当該判定日を原則1年間延長）を踏まえ前年度に比べ減少しています。

### 【療育手帳判定件数の推移（年齢区分別）】



	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	新規	更新	合計	新規	更新	合計	新規	更新	合計	新規	更新	合計	新規	更新	合計
乳幼児期初期（～2歳）	23	14	37	20	10	30	24	12	36	20	18	38	18	9	27
乳幼児期後期	30	47	77	58	54	112	66	62	128	58	56	114	48	59	107
小学校	32	87	119	31	69	100	28	88	116	50	84	134	42	60	102
中学校	32	50	82	31	39	70	26	47	73	26	41	67	21	10	31
中学卒業後（～18歳）	10	52	62	6	60	66	10	48	58	7	69	76	4	34	38
合計	127	250	377	146	232	378	154	257	411	161	268	429	133	172	305

《参考：児童相談所と市の役割》

組織	役割
児童相談所	判定機関
大阪府	療育手帳交付機関
豊中市（障害福祉課）	療育手帳の交付申請及受渡し窓口

## ■第4章 児童相談所の設置による効果と留意事項

### 1. 児童相談所の役割（児童相談所運営指針より）

#### （1）児童相談所の設置目的と相談援助活動の条件

児童相談所は、子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題やニーズ、子どもが置かれた環境の状況を的確に捉え、子どもや家庭に適切な援助を行い、子どもの福祉の増進を図るとともに、その権利を擁護する目的を有しています。

また、児童相談所における相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭等を援助することを目的とし、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行われます。このため、常に子どもの最善の利益を優先して考慮し、援助活動を展開していくために次の条件を満たしている必要があります。

#### « 条件 »

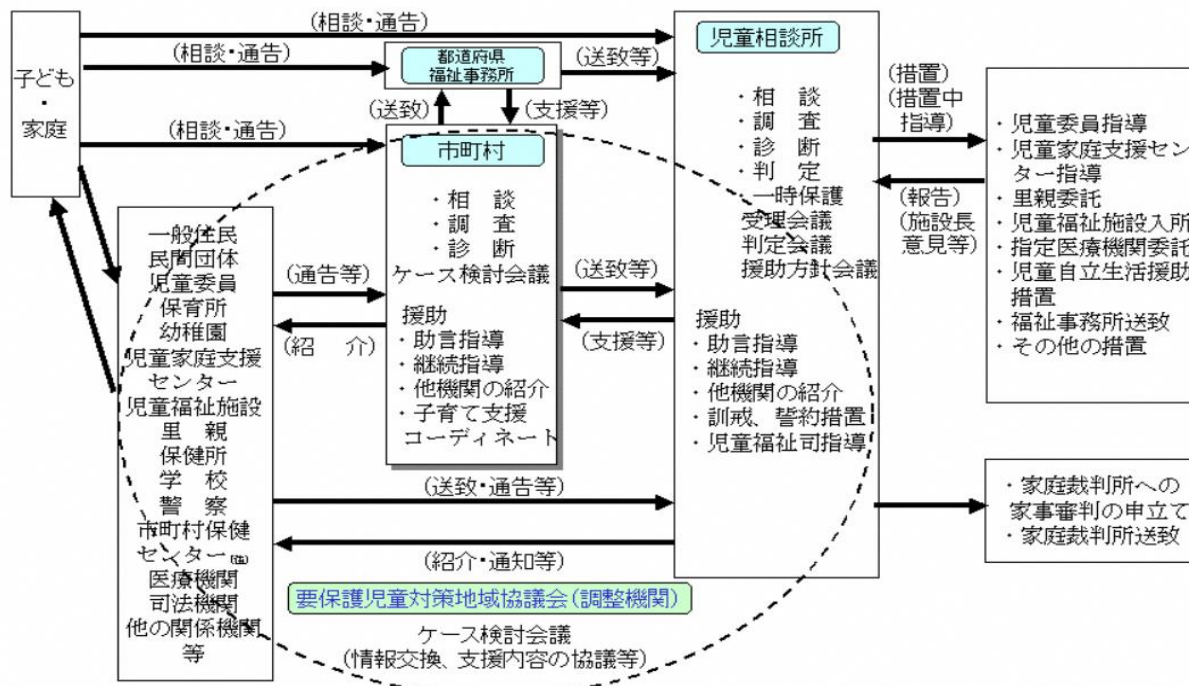
- ① 子どもの権利擁護の主体者である明確な意識を持っていること。
- ② 児童家庭福祉に関する高い専門性を有していること。
- ③ 地域住民や子どもに係る全ての団体や機関に浸透した信頼される機関であること。
- ④ 児童福祉に関係する全ての機関、団体、個人との連携が十分に図られていること。

#### （2）児童相談所の基本的機能

児童相談所は、相談援助活動の理念を実現するため、市町村と協働・連携・役割分担し、その機能を十分に発揮、活用し、その任務を果たすことが必要となります。

機能	任務
市町村援助機能	市町村に対する情報提供その他必要な援助を行う。
相談機能	子どもに関する家庭その他からの相談に、専門的な角度から総合的に調査、診断、判定し、援助方針を定め自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う。
一時保護機能	必要に応じて、子どもを家庭から離して一時保護を行う。
措置機能	子ども又はその保護者への指導（在宅指導）、里親等への委託及び児童福祉施設への入所等を行う（入所措置・送致等）。

【 児童相談所の役割 (児童相談所運営指針から) 】



注：市町村保健センターについては、市町村の児童家庭相談の窓口として、一般住民等からの通告等を受け、相談援助業務を実施する場合も想定される。

(3) 相談機能

児童相談所で受付ける相談は、養護相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談があります。また、相談の内容によっては、市町村等の支援機関と連携しながら援助を行う場合もあります。具体的な相談の内容については、次のとおりです。

相談の種別		内容
養護	児童虐待相談	児童虐待防止法第2条に規定する行為に関する相談 ①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④保護の怠慢・拒否
	その他の相談	保護者の失踪、死亡、入院等による養育困難児、親権を喪失・停止した親の子、養子縁組等に関する相談
保健	保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、その他疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	盲（弱視含む）、ろう（難聴含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談
	重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	知的障害相談	知的障害児に関する相談
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談

相談の種別		内容
非 行	ぐ犯等相談	虚言癖、家出、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども等に関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談
育 成	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、家庭内暴力などを有する子どもに関する相談
	不登校相談	学校(園)等に通学(園)していない状態にある子どもに関する相談
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ・子どもの性教育、遊び等に関する相談
その他の相談		上記に該当しない相談

« 参考：児童相談所における、こどもの問題行動・非行の関わりについて »

警察における非行少年の処遇の概要

種別	概要
犯罪少年	刑事訴訟法、少年法等に規定する手続きに従って、必要な捜査及び調査を遂げた後、 ・罰金刑以下の事件：家庭裁判所に送致又は送付 ・禁固刑以上の事件：検察官に送致又は送付
触法少年	保護者がいないか、保護者に監護させることが不相当と認められる場合、児童相談所に通告し、その他の場合には、保護者に対して適切な助言を行う。
ぐ犯少年	・18歳以上20歳未満の場合は、家庭裁判所に送致 ・14歳以上18歳未満の場合は、事案の内容や家庭環境等から判断して、家庭裁判所又は児童相談所にいずれかに送致又は通告 ・14歳未満の場合は、児童相談所に通告

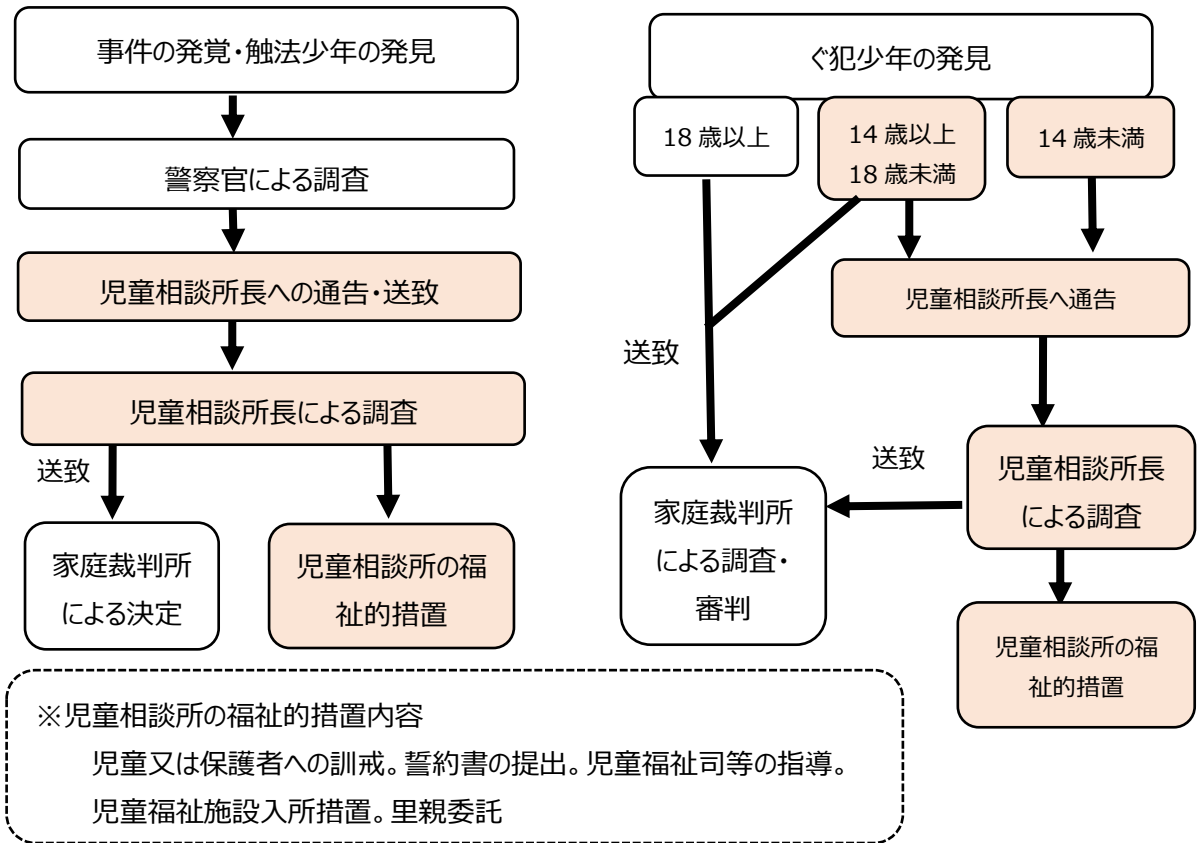
« 参考 »

触法少年：14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年。

14歳に満たないこどもは刑罰を加えることができない（刑法）。

ぐ犯少年：犯罪行為には至らないが、不良行状が認められる場合に保護・教育の必要等の観点から将来を予測して、審判・保護処分の対象とされるもの。

【 触法少年とぐ犯少年の手続きの流れ 】



(4) 一時保護機能

一時保護は、子どもの最善の利益を守りながら、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境等の状況を把握するために行われます。

また、一時保護の機能は緊急保護、行動観察（アセスメント）、短期入所指導があります。

なお、一時保護所は、児童福祉法第12条の4の規定に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と緊密な連携が保てる範囲内に設置することが求められます。

機能	内容
緊急保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺棄、家出した子ども等現に適切な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合</li> <li>○虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合</li> <li>○子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合</li> </ul>
行動観察 (アセスメント)	○適切かつ具体的な援助方針を定めるために、行動観察、生活指導等を行う必要がある場合
短期入所指導	○短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合

## 2. 援助

児童相談所が子どもや保護者等に対して行う援助には、在宅指導や児童福祉司指導、施設入所措置、里親委託、児童自立生活援助の実施、家庭裁判所送致などがあります。援助を行う場合には、子どもや保護者等に、その理由、方法等について十分説明し、子どもや保護者等の意見を十分聴き、できるだけ理解を得て行いますが、職権で家庭裁判所への申立なども行うこともあります。

## 3. 児童相談所の設置主体

### (1) 児童相談所の設置基準

児童相談所は、都道府県、指定都市、政令で指定する都市（中核市、特別区）において設置されています。令和元年（2019年）6月の児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律により、令和5年（2023年）4月を目途に児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件について政令で定める基準を参酌して定めるものと規定されています。

#### « 児童相談所の設置基準（令和3年(2021年)6月時点の国の考え方) »

○施行日：令和5年（2023年）4月

○基準：①管轄区域における人口

概ね50万人を基本に概ね20万人から概ね100万人までの範囲

②地理的条件

関係機関等の数及び当該関係機関等を利用する者の居住する地域を考慮

### (2) 大阪府内における児童相談所の設置状況

大阪府内では、大阪府と大阪市、堺市が児童相談所を設置しています。

自治体	名称	管轄区域	管轄人口
大阪府	池田子ども家庭センター	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町	679,678
	吹田子ども家庭センター	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町	1,125,657
	中央子ども家庭センター	枚方市、寝屋川市、四条畷市、門真市、守口市、大東市、交野市	1,151,876
	東大阪子ども家庭センター	東大阪市、八尾市、柏原市	823,841
	富田林子子ども家庭センター	富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、松原市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	603,449
	岸和田子ども家庭センター	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、	899,927
大阪市 ※	北部こども相談センター	北区、福島区、都島区、旭区、東淀川区、淀川区、西淀川区	852,170
	南部こども相談センター	阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区、	591,546
	中央こども相談センター	その他	1,286,704
堺市	こども相談所	全区	834,787

※大阪市については、東部方面（令和8年度開設予定）の児童相談所開設に向けて、令和2年度（2020年度）に4か所体制における管轄区域を検討

※管轄人口については、大阪府統計データ（令和2年1月1日現在値）



### (3) 中核市における児童相談所の設置状況

平成 16 年(2004 年)の児童福祉法の改正により、平成 18 年(2006 年)4 月以降中核市においても児童相談所が設置できることとなり、金沢市と横須賀市が設置しました。平成 28 年(2016 年)には増加する児童虐待への対応について、国は市町村及び児童相談所の体制強化を図るため児童福祉法を改正し、特別区においても児童相談所が設置できるようにするとともに、児童相談所を設置する中核市および特別区への財政支援の拡充が明らかになりました。そのような中、平成 31 年(2019 年)4 月に中核市で三番目となる児童相談所が明石市において開設されました。

令和元年(2019 年)6 月には児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が施行され、その附則において法施行後 5 年を目途に児童相談所の設置促進に関する検討を加え、必要な措置(児童相談所設置に係る財政措置等)が講じられることになり、児童相談所の設置に向けた取り組みを進める中核市が見られます。

#### « 参考 : 中核市における児童相談所の設置・検討状況 »

設置済 (3 市)	横須賀市・金沢市・明石市
設置の方向 (4 市)	【令和 4 年(2022 年)開設予定】奈良市 【令和 8 年(2026 年)開設予定】柏市・尼崎市 【令和 9 年(2027 年)開設予定】東大阪市
設置の方向で検討中	旭川市・船橋市・豊橋市・鹿児島市

※厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調(平成 31 年(2019 年)4 月時点)を基に作成

## 4. 豊中市が児童相談所を設置することで期待される効果と留意事項

### (1) 期待される効果

児童相談所の設置により、子ども家庭センターと市が各々に役割を担っていた児童虐待等の予防、支援、防止、介入、家族再統合支援までを市が一貫して切れめなく行うことが可能となります。また、本市が推進してきた子どもやその家庭の支援体制の更なる強化につながり、その効果として、

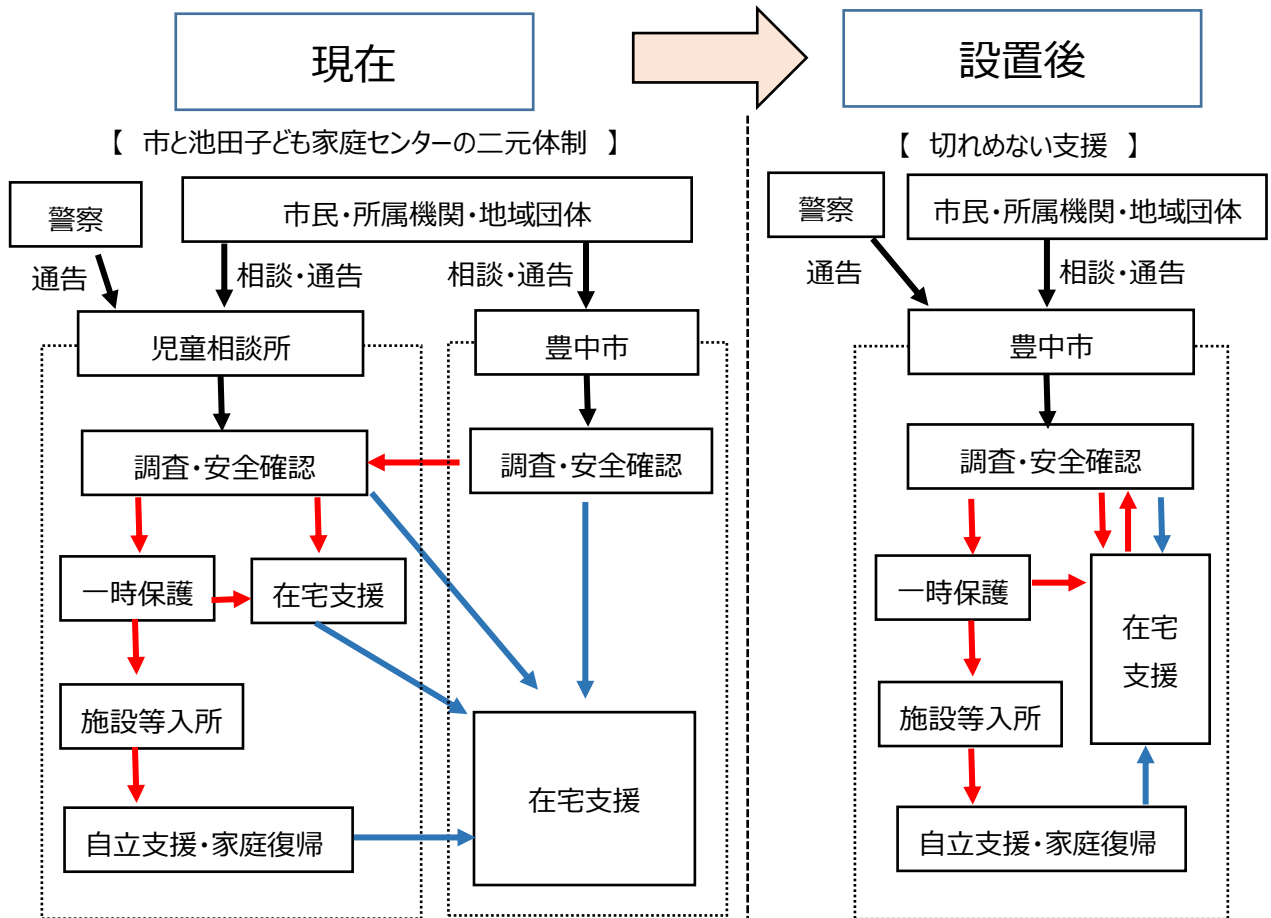
- ① リスク発生予防・早期発見・防止・要保護支援・自立支援・家庭復帰施策までの切れめのない支援を市の判断で行い一貫した支援を行うことが可能となる。
- ② 相談・通告窓口が一つとなることで、機動性に富んだ迅速な要保護児童等の調査・安全確認を行うことができる。
- ③ 子どもや家庭の相談に高い専門性による支援が行える。
- ④ きめ細かな情報共有により市の資源・関係機関との連携がスムーズになり支援強化が図られる。

などが見込まれ、子どもやその家庭、子どもの所属など関係機関、行政における各々の立場で次のとおり整理します。

【 児童相談所を設置することの効果 】

子どもやその家庭	子どもの所属機関・地域団体	豊中市
<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談先が身近になる。</li> <li>○相談窓口が一元化され分かりやすく、専門的な支援（助言）が受けられる。</li> <li>○迅速に切れめない支援が受けられる（生活基盤の安定）。</li> <li>○市で療育手帳取得の手続きが行える。</li> <li>○子どもにとって最善の利益が守られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談・通告先が一元化され分かりやすい。</li> <li>○身近に専門性の高い相談先がある。</li> <li>○身近で連携しやすい、子どもの見守り体制が整う。</li> <li>○児童虐待対応において通告から調査までのタイムラグが解消される。</li> <li>○健全育成・更生保護等の取り組みが連携し、安心なまちづくりが進む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの人権尊重・権利擁護に対する市の姿勢が明確になる。</li> <li>○児童虐待の未然防止から要保護児童の支援施策までを切れめなく支援する事務遂行体制が確立される（切れめない支援体制の充実）。</li> <li>○児童虐待に関する通告から、調査・安全確認のタイムラグが解消される。</li> <li>○地域特性に適ったきめ細やかな対応が可能となる。</li> </ul>

【 児童虐待通告・相談対応に関する現行体制との比較 】



## (2) 留意事項

児童相談所を設置した効果をより発揮するためには、次のことに留意し準備・運用していくことが必要となります。

### ① 専門職の確保及び育成

児童福祉司や児童心理司、医師及び保健師については、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」（平成30年（2018年）12月策定）において、子ども・保護者の支援の充実を図るための増員目標（令和4年（2022年）における目標値）が示され、全国の児童相談所（設置準備含む）ではその確保に努めてはいますが、慢性的な人員不足にあります。

また、児童福祉司や児童心理司の勤務年数は5年未満の職員が半数を占めており、専門性の向上は喫緊の課題となっており、本市が児童相談所を設置する際には、スーパーバイザー候補の確保を含め計画的に専門職の採用を進めることが必要となります。人材育成については、大阪府と職員研修派遣の受入れ調整を行うとともに、児童福祉司任用前研修等の受講など専門性を引き上げる必要があります。

### ② 子どもの意思を尊重した支援

本市は「こども専用フリーダイヤル（とよなかっ子ダイヤル）」や「子ども専用ライン相談（とよなかっ子ライン）」を設置し、24時間365日子どもの意見を聴く機会の確保に努めてきました。

平成28年（2016年）に児童福祉法の改正により「児童が権利の主体」であることが児童福祉法の理念として明確になったこと、また、直近では一時保護時における子どもの権利擁護のあり方が課題となっており、子どもの最善の利益につながる取組みが求められます。

### ③ 関係機関との緊密な連携

児童虐待相談・通告対応件数は年々増加しています。児童虐待の要因として、DV事案や保護者の養育に関する心理的負担、保護者の生育環境、生活困窮など子どもやその家庭が抱える課題が複雑化・多様化しています。また、社会的養護経験者の自立支援に関する課題解決に向けた取り組みの充実も求められています。

そうしたことから、子どもやその家庭の支援を迅速・的確に行うことや児童虐待の未然防止・早期発見、非行防止につながるよう、関係機関が子どもやその家庭の情報を共有し、適切な支援が行える体制の強化が必要となります。

### ④ 効率的・効果的な運営

児童相談所（一時保護所含む）は24時間365日の運営となります。その中で、子どもの安全を最優先した迅速な対応や子ども本人やその家庭に寄り添った支援などに対応する時間を創出することが必要となりま

す。また、障害や非行に関する相談などについては、外出が困難な場合もあるため、日々の業務にIcTやAI技術などを導入し効果的な運用形態を確立することが求められます。

一方、児童相談所を設置することにより、児童虐待に関する相談・通告、調査など一部業務は既存業務と重複するため、本市の特色に合わせた切れめない支援を円滑に行うためにも、可能な限り整理・統合し、効率的かつ効果的な運営をめざす必要があります。

#### ⑤ 子どもの権利に配慮した保護環境の整備

一時保護所の設置・運営に際しては、子どもの権利擁護の視点を取り入れた支援が行える環境を整えることが必要となります。

## ■第5章 児童相談所設置に関する基本的な考え方

### 1. めざすべき姿

本市は、豊中市子ども健やか育み条例に謳う理念の実現に向け、子どもの所属機関（学校やこども園・保育所（園）等）や地域の各種団体（民生委員・児童委員、社会福祉協議会、更生保護団体等）、事業者等と連携を図りながら児童福祉、母子保健、教育をはじめとした子どもに関わる様々な分野にわたる支援施策を推進してきました。

また、平成28年の改正児童福祉法の理念を踏まえ、全ての子どもが、児童の権利に関する条約の精神に則り、適切に養育されること、生活が保障され、愛され、守られること、すこやかな成長及び発達、自立が保障される権利を有することができる施策のさらなる推進が求められます。

そこで、基本計画のめざすべき姿は、上位計画の基本理念を踏襲します。

« めざすべき姿 »

すべての子どもの人権が尊重され、健やかに育ち、

社会全体で子育て家庭を支え、子どもを愛情深く育むまち・とよなか

### 2. めざすべき姿を実現するための基本方針

児童相談所機能の高い専門性が発揮できる環境を整え、基礎自治体として一貫した切れめない子育て支援を行い、子どもの主体性や多様性を尊重・配慮し、そのウェルビーイング（Well-being, 身体的・精神的・社会的に良好な状態）の促進が図られるよう、次の基本方針による取組みを推進します。

« 基本方針 »

- ① 子どもの人権を尊重した取組みを進めます～子どもの主体性の尊重～
- ② 妊娠期から切れめない子どもと家庭の支援を進めます～予防・防止施策の充実～
- ③ 子どもと家庭を地域全体で支えます～子どもの権利・「みんなで子育て」の発信拠点～

#### （1）子どもの人権を尊重した取組みを進めます～子どもの主体性の尊重～

子ども本人があらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることを大切にします。また、相談援助においては、子どもの多様性を尊重・配慮しながら子どもの意見聴取に努め、子どもが自らの意思を表明することが困難な時のため、的確に代弁できる権利擁護機能を充実します。

また、安心安全な養育環境は全ての子どもに対して守られなければなりません。家族再統合に向けた支援の充実を図るとともに、家庭復帰や施設入所、里親、養子縁組など様々な資源を活用し、子どもの安心と安全を確保します。

《 取り組み例 》

- 児童虐待相談対応に関する SNS 等の活用検討・実施
- とよなかっ子ライン及びこども総合相談窓口の充実
- 学校と福祉の連携強化
- 弁護士による子ども相談・一時保護所の子どもへの定期子ども相談
- 子どもの多様性を尊重・配慮した相談援助活動と一時保護及び養育環境の整備など

(2) 妊娠期から切れめない子どもと家庭の支援を進めます～予防・防止施策の充実～

本市は重層的な支援体制によりセーフティネット機能が充実しています。今後も子ども家庭総合支援拠点を中心に継続的・積極的に寄り添い、きめ細かな支援を行う中で切れめない支援を進め、子どもと家庭が抱える課題の早期発見と解決、児童虐待の再発防止に向けた支援の充実を図ります。また、子育て・子育て相談等についての窓口の一元化を推進します。

《 取り組み例 》

- 子どもの支援に関する情報共有体制の構築
- 子どもの育ちの理解や育児における支援体制の拡充
- 関係機関・地域諸団体とのネットワークを活用した各種講座の実施及び地域支援体制の強化
- 児童相談所機能の専門性を活かした支援の充実
- 若者・障害児等の自立支援の充実
- 学校と福祉、保健、医療機関、配偶者暴力相談支援など関係機関との連携強化
- 家族アセスメント・家庭復帰機能の強化
- 子育て短期支援事業や緊急一時保育、生活支援など各種支援事業の充実 など

(3) 子どもと家庭を地域全体で支えます～子どもの権利・「みんなで子育て」の発信拠点～

子どもの育ちには、保護者など特定の大人との愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成が大切です。保護者が安心して子育てできるよう、子どもにとって最も良いことは何かを皆で考え、地域社会全体で子どもと家庭を支えます。

《 取り組み例 》

- 要保護児童等の見守りに関する地域諸団体との情報共有の仕組みづくり
- 児童虐待の未然防止やいじめの早期発見等に関する周知の強化
- 養育支援（育児支援）家庭訪問等の拡充
- 児童発達支援に関する理解促進のためのアウトリーチの強化
- 発達支援の必要な子どもの身近な地域での相談体制の確立
- 里親支援と里親ショートステイ制度の創設
- 再犯防止に関する地域での理解促進に向けた周知
- 養護施設退所者（ケアリーバー）等への支援の充実 など

## ■第6章 児童相談所の運営

### 1. 運営体制

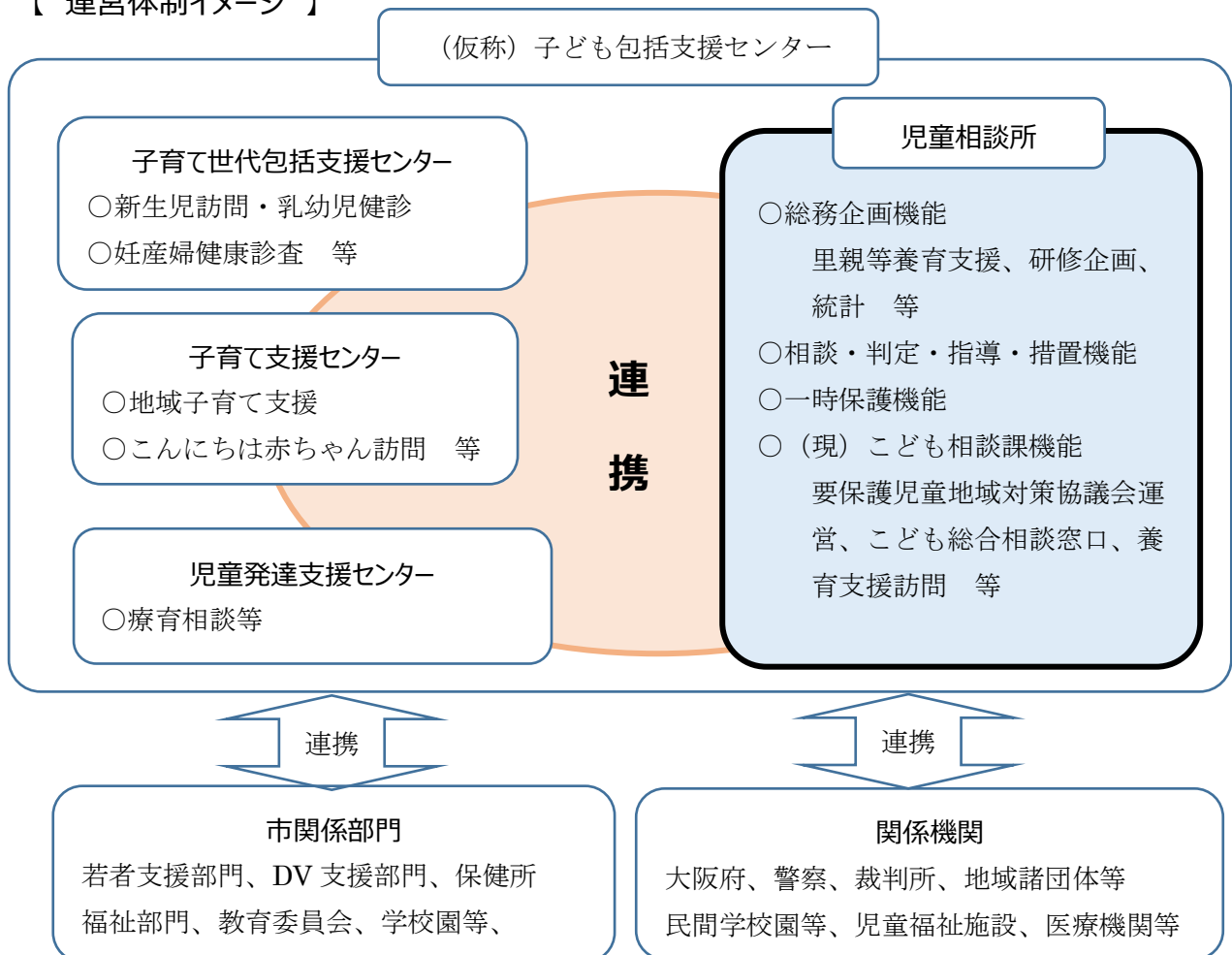
児童相談所の運営にあたっては、児童福祉に関する高い専門性を有し、関係機関との連携が十分に図られ、地域社会に浸透・信頼されることが求められます。

また、国において創設されるこども家庭庁の施策や本市の児童福祉や母子保健、教育をはじめとした子どもやその家庭に関わる様々な分野にわたる支援施策と緊密な連携のもと運営していくことが必要となります。

そのため、本市における児童相談所は、その基本的機能（総務企画機能、相談・判定・指導・措置機能、一時保護機能）と本市がこれまで取り組んできた児童相談事業等を見直し、必要に応じて整理・統合し、子どもやその家庭、関係機関が相談・支援が行き届くような環境を整え、子ども家庭総合支援拠点機能「(仮称)子ども包括支援センター」の一部に位置付け、相談・支援機能のワンストップ化を推進します。

なお、児童相談所機能が適正かつ効率的に運営が行われるよう第三者機関による評価を行い、必要に応じて改善を図ります。

#### 【 運営体制イメージ 】



【 児童相談所の各機能が担う主な業務 】

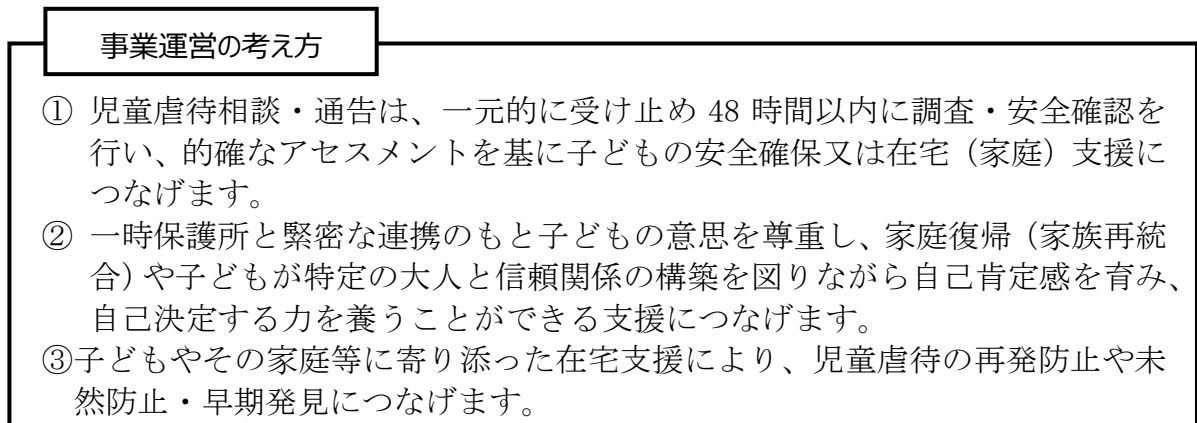
機能	主な事業内容
総務企画機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所の予算・決算、統計及び施設の維持管理、物品等の管理に関すること</li> <li>・審議会への意見聴取に関する事務（運営事務）</li> <li>・里親の認定及び登録、普及啓発等の事務</li> <li>・児童相談所事業の企画・普及、職員研修及び人材育成に関する企画・実施に関すること</li> <li>・一時保護している子どもの所持品の引取り、保管及び処分に関すること</li> <li>・児童福祉法第 56 条（費用徴収、債権管理など）事務 など</li> </ul>
相談・判定・指導・措置機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談の受付及び相談業務全般についての連絡調整並びに相談業務の企画</li> <li>・受理会議の実施とその結果の対応</li> <li>・調査、社会診断及び指導並びに関係機関等への助言、援助</li> <li>・管轄区域における子どもや家庭が抱える問題の把握及び予防的活動</li> <li>・一時保護手続き</li> <li>・里親等へ委託し、又は児童福祉施設等に措置した後の家庭指導等</li> <li>・援助方針会議の実施とその結果の対応</li> <li>・措置事務、措置中の状況把握（施設訪問調査）</li> <li>・家庭裁判所への措置（送致・申立等）手続き等事務</li> <li>・調査・社会診断、医学診断、心理診断等及び指導</li> <li>・判定会議の実施とその結果の対応</li> <li>・判定に基づく援助指針（援助方針）の立案</li> <li>・子どもや保護者等関係者に対する心理治療等を行うこと</li> <li>・一時保護している子どもの健康管理の援助</li> <li>・関係機関に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言、援助を行うこと など</li> </ul>
一時保護機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護施設で行う一時保護の実施</li> <li>・一時保護している子どもの保護、生活指導、行動観察及び行動診断</li> <li>・観察会議の実施とその結果の対応（子どもの自立促進やその家庭の再構築に向けた支援、学習支援等）</li> <li>・特別な配慮（性被害や刑事事件等に関わるもの）が必要な子どもの支援</li> <li>・一時保護している子どもの健康管理（感染対策やアレルギー対応等） など</li> </ul>
（現）こども相談課機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会の運営に関すること</li> <li>・養育支援訪問事業に関すること</li> <li>・こども総合相談窓口及びこども専用相談窓口に関すること</li> <li>・子育て短期支援事業に関すること</li> <li>・児童発達支援・療育に関すること</li> <li>・療育手帳、各種証明書等</li> <li>・障害児入所施設利用給付決定に関すること など</li> </ul>



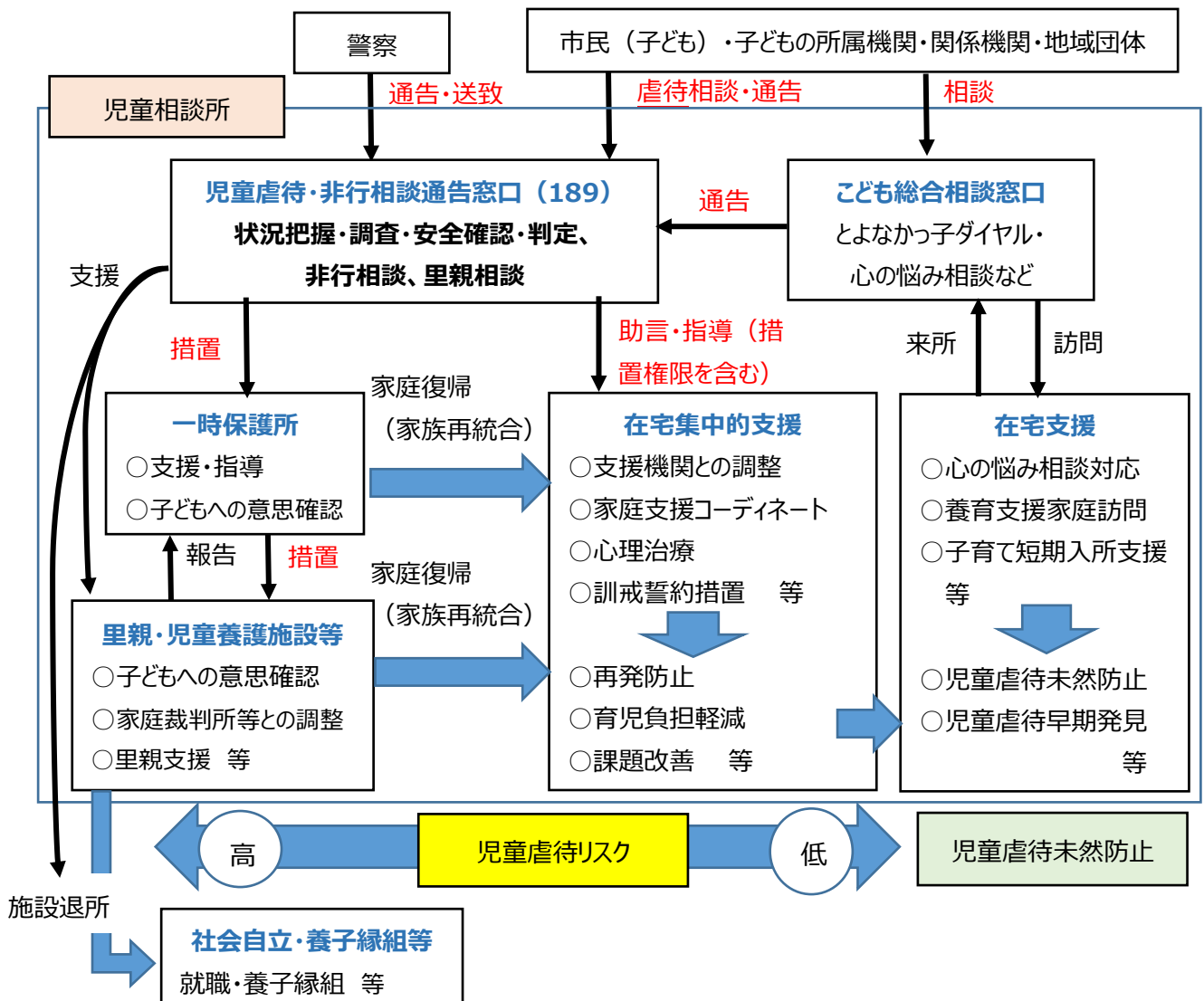
## 2. 主な事業運営

### (1) 児童虐待相談・通告対応等について

児童虐待対応については、相談・通告を一元的に受け止め、ICTやAI技術を導入し迅速・的確に対応できる体制を整えます。また、子どもの人権を尊重しながら、子どもやその家庭等に寄り添った支援につながるよう高い専門性と関係機関との連携による取組みを推進します。



### 【 児童虐待等事業運営のイメージ 】



## (2) 社会的養護について

保護者の適切な養育を受けられない等の理由により、児童養護施設や里親など社会的養護のもとで暮らしている本市の子どもは約 100 人(令和 3 年(2021 年) 3 月末) います。平成 28 年(2016 年)に児童福祉法の改正により、家庭と同様の環境における養育(家庭養育優先の原則)の推進等が示され、翌年の平成 29 年(2017 年)には「新しい社会的養育ビジョン」において、里親による養育を優先していくことが示されました。

このようなことを踏まえ、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心できる環境で適切な支援を提供しつつ、里親等の社会的養護施設への相談対応の充実を図るなどの支援体制を整えます。

また、社会的養護のもとで育った子どもが、自立した社会人として生活するため、自己肯定感を育み、自己決定する力を養うことに向けた支援に、里親等の社会的養護施設や若者支援等の関係機関と協働した取組みを進めます。なお、社会的養護の推進にあたっては、大阪府と連携した取組みを進めます。

### 事業運営の考え方

- ①家庭における養育と同様の養育環境(里親や小規模多機能施設等)を計画的に整えます。
- ②里親登録拡大に向けた広報啓発を強化するとともに、里親への支援の充実を図ります。
- ③里親等の社会的養護を活用し、子育て短期支援事業の充実を図ります。
- ④社会的養護経験者の自立に向けた支援を充実します。

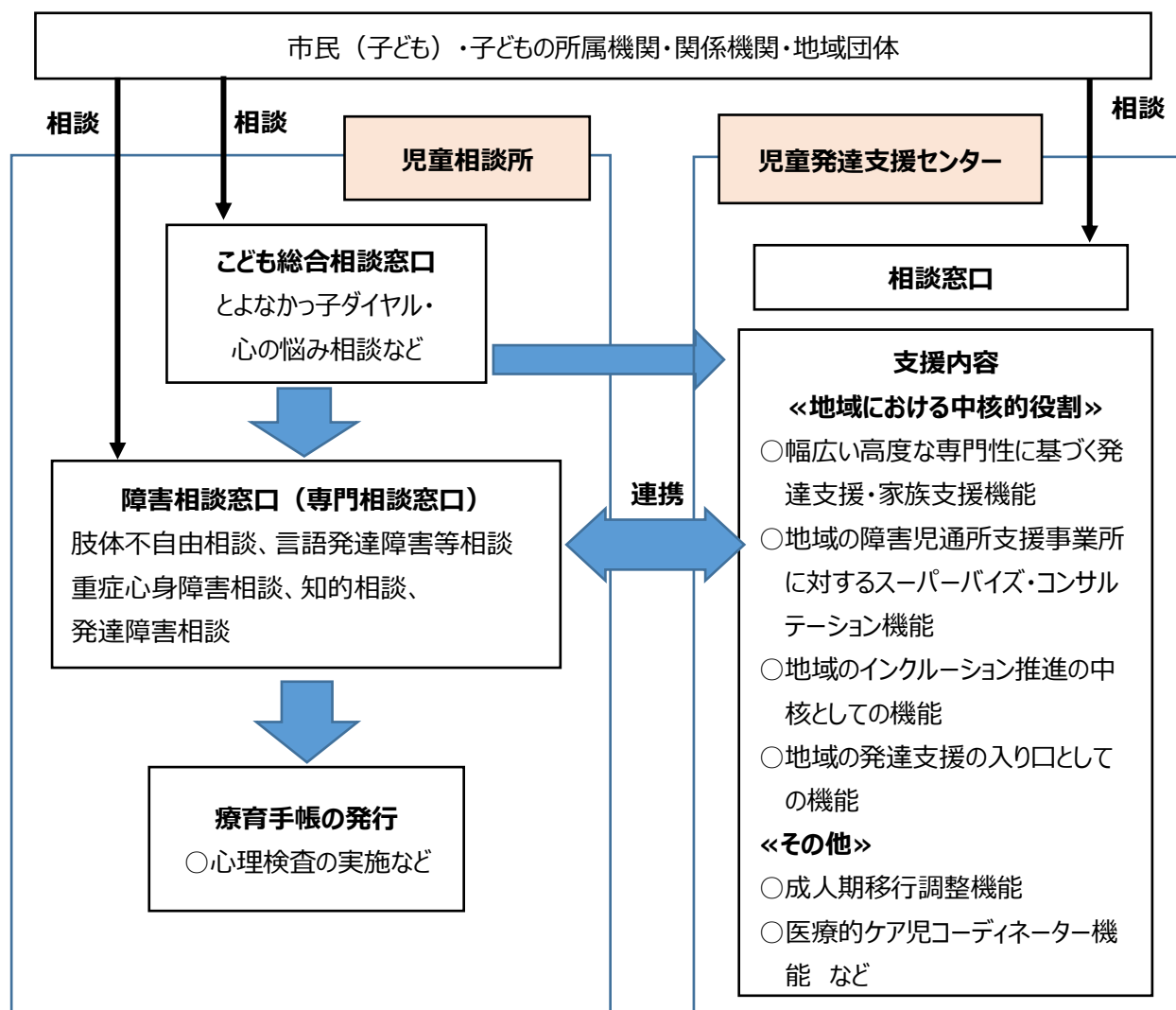
## (3) 障害相談や非行相談に関する相談支援体制について

児童相談所では、重症心身障害や知的障害などの障害相談、ぐ犯や触法等の非行相談など多岐にわたり相談を受け付けています。そうした中には、家庭の状況や相談者本人の心身の状態などにより、児童相談所に来所することが困難な場合も考えられるため、誰もが気軽に相談できる体制を整えます。

### 事業運営の考え方

- ① ICT 技術等の導入により自宅から相談できる相談支援体制を構築します。
- ② 児童発達支援センターや保健所、福祉部門等と連携し、障害ある児童の意思を尊重した障害福祉サービスにつなげます。
- ③ 若者支援機関や更生保護機関等との連携を図り、若者の生活基盤の安定化を促進します。

【 障害のある子どもへの支援イメージ 】



### 3. 児童相談所の設置にともなう職員

児童相談所及び一時保護所の設置にともない、社会福祉職や心理職員、保健師、医師、弁護士等の専門職の採用と人材育成を計画に進め、令和元年（2019年）6月の法改正を踏まえた児童相談所機能強化を図ることが必要となります。

児童相談所に配置する職種及び職務内容、職員配置についての考え方を次に整理します。なお、ここでは、児童相談所及び一時保護所に限定し新たに配置する専門職と人材育成の考え方を示します。

#### (1) 児童相談所に配置が必要な職種と職務内容

児童相談所については、児童福祉法の規定により児童福祉司や児童心理司、医師、保健師等の専門職を配置し、各々の職種に応じた職務内容が定められています。

【 児童相談所に配置が必要な職種と職務内容 】

主な職員（職種）		主な職務内容
必 置	所長	法に定められている権限の行使、児童相談所を代表しての対外活動等
	次長	所長の職務の補佐
	各部門の長	業務全般の総括等
	児童福祉司 (SV含む)	子どもや保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること、子ども・保護者間の関係調整(家族療法等)を行うこと等(SVは職務遂行に必要な指導・教育等)
	児童心理司 (SV含む)	子どもや保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと等(SVは職務遂行に必要な指導・教育等)
	里親養育支援 児童福祉司	里親に関する普及啓発。里親の相談に応じ、必要な情報の提供・助言・研修等の援助等
	市町村支援 児童福祉司	市町村間や関係機関との連絡調整、担当区域内の子どもに関する状況の通知及び意見の申出を受理
	医師	虐待が子どもの心身に及ぼした影響に関する医学的判断、一時保護している子どもの健康管理、児童心理司等が行う心理療法等への必要な指導等
	保健師	子どもの健康・発達面に関するアセスメントとケア、子育て世代包括支援センターや医療機関との連絡調整及び協働による子どもや家族への支援等
弁護士	措置や親権喪失又は停止の審判等の承認の申立て等の手続きや、法的知識を前提に当該措置等を反対している保護者への説明を行うなど、法的知識を要する業務等（常時助言・指導が可能な配置）	
相談員	子ども、保護者、関係者等に継続指導等措置によらない指導を行うこと等	
電話相談員	電話相談業務等	
児童指導員	一時保護している子どもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応等一時保護業務全般に関すること	
保育士		
看護師	一時保護している子どもの健康管理、精神科医及び小児科医の診察等に係る補助的業務	
栄養士	栄養指導、栄養管理、衛生管理、一時保護している子どもの給食の献立作成	
調理員	一時保護している子どもの給食業務	

※一時保護中の子どもの学習支援については、教育委員会と連携し、教員の派遣や学習支援員などの配置が必要

## (2) 職員配置数

児童福祉司や児童心理司等の専門職については、法（法令含む）の規定による配置基準により、人口と子ども家庭センターが対応する児童虐待対応件数（豊中市分）をもとに職員を配置する必要があります。

また、職員の配置基準の算出に際しては、児童相談所の開所目標とする前々年度（令和5年度（2023年度））の実績に基づき試算することになります。

ここでは、職員配置規模がどの程度になるかをイメージできるように、子ども家庭センターでの令和2年度（2020年度）の児童虐待対応件数の実績を踏まえ試算するものとします。

## ① 職員配置基準

職種	項目	配置基準
児童福祉司	ア. 基準配置	児童相談所の管轄区域人口 30,000 人に 1 人以上配置 ※小数点以下切り上げ
	イ. 加算配置	人口 1 人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均値 (0.001) より多い場合に適用 (※ 1 当該児童相談所における児童虐待相談対応件数－児童相談所の管轄区域人口×0.001) /40 (小数点以下切り上げ) ※ 1 : 子ども家庭センターにおける児童虐待相談対応件数(豊中市分)
	スーパーバイザー (SV) の配置	児童福祉司 5 人につき 1 人配置 (6 人を 1 チームとして 1 人配置) ※ (ア+イ+里親養育支援担当+市町村支援担当) /6 人 ※小数点以下四捨五入とし参酌して定める
	里親養育支援担当	里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進を担う者 1 名の配置
	市町村支援担当	市町村間や関係機関との連絡調整、担当区域内の子どもに関する状況の通知及び意見の申出を担う者として 1 名の配置
児童心理司	基準配置	児童福祉司 (里親養育支援担当及び市町村支援担当を除く) 2 人につき 1 人以上配置
	スーパーバイザー (SV) の配置	心理判定及び心理療法並びにカウンセリングに 10 年程度の経験を有する者を配置。※配置数の規定はないが、将来、配置基準の明確化が行われる予定あり。
医師		1 人 ※令和 4 年度 (2022 年度) 施行
保健師		1 人 ※令和 4 年度 (2022 年度) 施行
弁護士		配置に努めるもの常時緊密に相談できる体制との法令規定であり常勤等
一時保護所職員		家庭から離れた子ども達の不安な心情や行動に対して柔軟に対応できる人員を配置するもの

## ② 配置基準にもとづく児童福祉司及び児童心理司の配置数

職種	項目	職員配置数	算出
児童福祉司	ア. 基準配置	14 人	※401,062 / 30,000
	イ. 加算配置	17 人	(※1,091-401,062×0.001) / 40
	S V 配置	6 人	(ア+イ+里親養育支援担当+市町村支援担当) / 6 人 ※小数点以下四捨五入し参酌して定める
	里親養育支援担当	1 人	
	市町村支援担当	1 人	
	合計	39 人	
児童心理司	基準配置数	16 人	児童福祉司 (ア+イ) / 2
	S V 配置	1 人	
	合計	17 人	

※人口：令和 3 年(2021 年)10 月推計人口 (公表値)

※加算配置：子ども家庭センターにおける令和 2 年度 (2020 年度) の豊中市の児童虐待対応件数

### ③ 児童相談所（一時保護所含む）の運営に必要とする職種と配置数

児童相談所の設置に際して新たに配置する職員は、職員配置基準を遵守するとともに、児童相談所の運営（24時間365日）を勘案した配置を計画します。なお、人員配置計画については、児童虐待対応件数や法令等の改正、一時保護所の施設構造などに合わせて随時見直しを行います。

施設	職員（職種）	職員配置数		合計
		配置基準	市独自（上乘せ）	
児童相談所	所長	1人	+ α	100人程度
	児童福祉司	39人		
	児童心理司	17人		
	医師	1人		
	保健師	1人		
	弁護士ほか			
一時保護所 ※30人の入所定員を想定	部門長	1人	+ α	50人程度
	児童指導員ほか			

※一時保護機能に関する施設規模については、第7章において施設入所定員を30人以上とし、日中・夜勤の体制を配慮した配置数です。また、高機能化一時保護、ユニット制を導入した際には、さらに職員配置が必要になります。

《参考：児童養護施設における職員配置基準》

児童指導員及び保育士	配置基準
満2歳未満の幼児	1.62人につき1人以上
満2歳～満3歳未満の幼児	2人につき1人以上
満3歳以上の幼児	4人につき1人以上
児童（小学生～18歳未満）	5.5人につき1人以上

## 4. 職員の人材育成

児童相談所（一時保護所含む）の職員は、豊中市職員としての誇りを持ち、公務員としてより高い規範意識に基づく使命感、倫理観、プロ意識によって市民一人ひとりの人権や個性を大切にする人権尊重の視点を有することが求められます。また、児童相談所の運営にあたっては、対応する子どもやその家庭が抱えている課題が複合化・複雑化していることを意識し、迅速かつ的確な対応が必要となります。

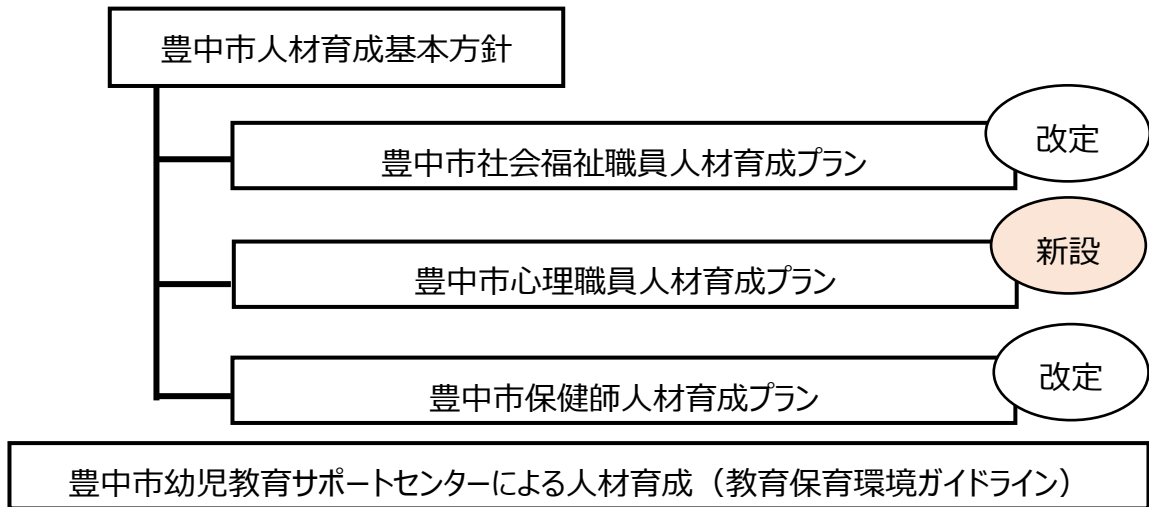
そのようなことから、職員は高度な専門性と経験を有することができるよう、計画的にその育成に努めます。

### (1) めざすべき職員像

- 強い責任感をもって、子どもの権利を守ることを最優先に考えることができる。
- 地域や支援機関、組織内でのチームプレーを考え、子どもやその家庭に寄り添い共に課題解決に向けて考え行動することができる。
- 高いソーシャルワーク力や面接技術力、マネジメント力、アセスメント力を活用し、法的対応を担うことができる。
- 常に未来を見すえ、柔軟な発想と多角的な視点で新しいことに挑戦することができる。

### (2) 豊中市人材育成基本方針との関係

児童相談所職員の人材育成については、豊中市人材育成基本方針をもとに各々の専門職に応じた育成プラン等(改定・新設)にもとづき取り組みます。



### (3) 職員の育成内容

#### ① 大阪府や他自治体との交流

児童相談所や一時保護所の業務を学び専門性を高めるため、大阪府や近隣自治体に計画的な職員の研修派遣を行います。

児童相談所開設前は、大阪府から業務のノウハウを習得し、円滑な事務移管に、また開設後は、大阪府や他自治体との連携強化を図るとともに先進事例を参考に本市の児童相談所業務の改善につなげます。

#### ② 各種研修会へ受講

児童相談所の専門性向上を図るため、積極的に「西日本子ども研修センターあかし」や大阪府、NPO、医療機関等が実施する研修への参加を促進します。特に、「西日本子ども研修センターあかし」では、高度専門的な研修が行われており、積極的に参加し職員のスキル向上を図ります。

※西日本子ども研修センターあかし

全国の自治体、児童相談所、児童福祉施設等をはじめとする子ども虐待対応機関や施設の職員を対象に、子ども虐待対応に関する高度専門的な研修を行う国の虐待・思春期問題情報研修センター事業を実施する研修機関です。

### ③ 計画的な人事異動等による育成

児童相談所が地域社会において信頼される機関であるためには、職員が本市の福祉や保健医療、教育、保育などの施策を一定理解し、ネットワークを構築していることが必要となります。そのため、各々の人材育成プランに掲げている定期的な人事異動により、職員のキャリア形成を図ります。

また、児童相談所職員は、日常の相談・援助等の業務を通して、児童相談所長やスーパーバイザー等から OJT やコーチング等において相談対応スキルの向上を図ります。



## ■第7章 施設整備に関する方針

### 1. 施設整備に関する基本的な考え方

児童相談所の相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭等を援助することにあります。そのため、児童相談所の設置にあつては、総務企画機能、相談・判定・指導・措置機能を担う児童相談所と一時保護機能を担う一時保護所、その他として子どもが新しい環境で適切な養育が受けられるよう、里親やファミリーホーム、乳児院、児童自立支援施設等の児童福祉施設、生活援助機能や指定発達支援医療機関等に関するあり方の検討が必要となります。

### 2. 児童相談所について

#### (1) 施設のコンセプト

児童相談所は、常に子どもの最善の利益を優先して考慮した相談援助活動を展開していくことが求められます。そのため、児童福祉に関する高い専門性を有し、地域団体（住民）や子どもに関わる全ての団体や機関に浸透し、連携を十分に図りながら取り組みを進めることとなります。

そのようなことを踏まえ、児童相談所については次のコンセプトを取り入れた施設整備を進めます。

#### コンセプト

- 子どもやその家庭の支援に総合的に対応できる相談窓口体制を整えます。
- 地域団体や関係機関と連携し、子どもの見守り強化に向けた取り組みを進めます。
- 施設利用者や支援機関の職員等が安全・安心に利用できる環境を整えます。
- 施設利用者の利便性の向上を図ります。
- 児童相談所が有する高い専門性を発揮できる環境を整えます。
- 公民連携・役割分担のもと、民間活力を一部導入します。
- ライフサイクルコストや環境に配慮します。

#### (2) 施設の構成

施設のコンセプトを踏まえ、児童相談所のゾーニングは「管理エリア」、「専門エリア」、「地域開放エリア」の3エリアを基本とします。また、施設は子どもやその家庭のプライバシーへの配慮、ユニバーサルデザイン、心理的配慮（明るく温かみのある環境）等に留意します。

区分	構成
管理エリア	執務室、会議室、児童虐待相談・通告窓口、総合相談窓口、ブリーフィングルーム等
専門エリア	相談室、面談室、観察室、検査室等
地域開放エリア	エントランスホール、待合室、多目的トイレ、授乳室、ミニ広場等

### 3. 一時保護所

#### (1) 施設のコンセプト

一時保護所は、第一義的に子どもの安全確保と、一時保護に至った子どもの精神的及び身体的安定と人権尊重に配慮することが必要となります。

また、一時保護所の環境については、平成28年(2016年)に児童福祉法の改正により、里親養育の優先や小規模多機能施設の整備が示され、民間との連携がより一層求められます。さらに、大阪府内においては、2歳までの児童を保護する乳児院が不足しています。

そのようなことを踏まえ、一時保護所については次のコンセプトを採り入れ施設整備を進めます。

#### コンセプト

- 子どもの安全性を確保し、入所児童の年齢に応じた環境を整えます。
- 子どもへの心理的配慮を優先し、緊急時と平常時、非行等への対応を勘案した生活空間を確保します。
- 子どもが安心して生活できるよう、良好な家庭的環境と個別性を尊重します。
- 子どもの学習面や集団生活をサポートする環境を整え、メリハリのある生活を確保します。特に学習面のサポートについては、義務教育を保障するとともに個々の学力に応じた支援を行います。
- 家族再統合に向けて子どもと保護者との適切な交流を促進する環境を整えます。
- 公民連携・役割分担のもと、民間活力を一部導入します。
- 児童相談所及び一時保護所の運営が効率的・効果的に行える施設整備を進めます。
- 必要に応じて、他自治体との連携を図ります。

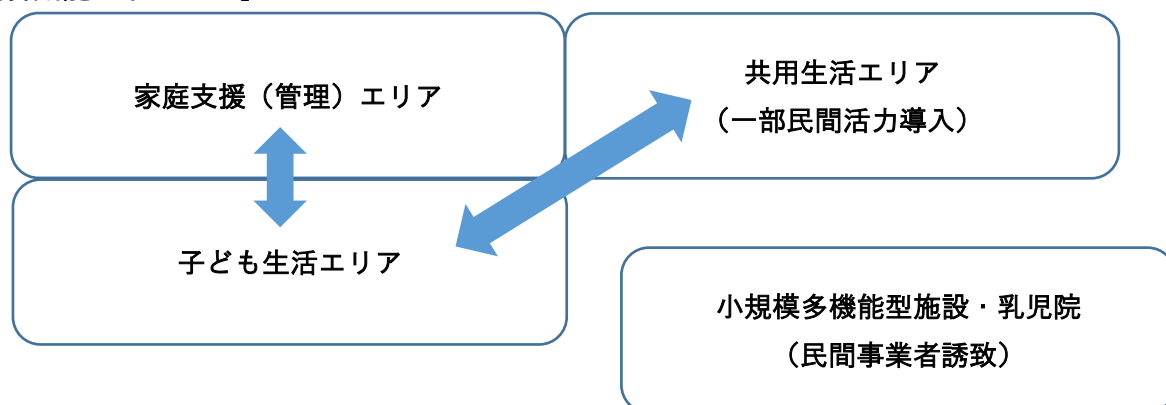
#### (2) 施設の構成

施設のコンセプトを踏まえ、一時保護所のゾーニングは「家庭支援（管理）エリア」、「子ども生活エリア」、「共用生活エリア」の3エリアを基本に設定します。なお、子ども生活エリアについては、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援につながるようユニットケアを導入します。

また、家庭的な子どもの養育環境を整えるため、公民役割のもと施設整備を進め、公についてはセーフティネットの視点を取り入れ、民については可能な限り「開放エリア」を取り入れた小規模多機能型施設の整備を検討します。

区分	構成
家庭支援（管理）エリア	医務室、面談室、家庭交流室、事務室、宿直室等
子ども生活エリア	居室（男女別個室）、ユニット型バス、個室用トイレ、調理室等
共用生活エリア	食堂（厨房含む）、学習室、集会室、園庭等
※開放エリア	子ども生活エリアと同じ。子どもの安全性が担保される場合のみ。

【 施設機能のイメージ 】



※図中の矢印は子どもの動線を示す。

(3) 入所児童の定員

①入所定員の算出条件

一時保護所に入所している子どもの背景から児童虐待を起因とするものは全体の約6～8割を占めています。

入所定員の算出にあたっては、令和2年度（2023年度）の一時保護の実績を基に児童相談所開所時における児童虐待対応件数の伸び率を勘案し試算します。

算出条件

- 児童相談所開所時における児童虐待対応件数は令和2年度（2020年度）実績から10%増加するものとし、1,200件（1,091件×1.1）とします。
- 児童虐待による一時保護の割合15%（令和元年度（2019年度）、令和2年度（2020年度）の平均）  
 令和元年度（2019年度） 18% = 188（件/年） / 1,076（件/年）  
 令和2年度（2020年度） 13% = 140（件/年） / 1,091（件/年）
- 全国一時保護所平均入所日数約30日/人（平成30年度実績）
- 緊急時対応の入所枠は、一家庭の世帯構成と乳児の入所状況を勘案し入所定員の40%増とします。

《参考：子ども家庭センターが一時保護した子どものうち豊中市分》

	養護		障害	非行	育成	保健・その他	計（人）
	児童虐待	その他					
令和元年度	188	20	0	22	10	1	241
構成	78.0%	8.3%	0%	9.1%	4.1%	0.5%	100%
令和2年度	140	25	1	31	13	0	210
構成	66.7%	11.9%	0.5%	14.8%	6.2%	0%	100%

② 入所定員について

・上記①の算出条件から、**入所定員は30名以上**とします。

« 入所定員算出の考え方 »

$$\text{入所定員} = \left[ \frac{\left( \begin{array}{l} \text{児童虐待} \\ \text{相談対応} \\ \text{件数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{一時保護} \\ \text{の割合} \end{array} + \begin{array}{l} \text{令和2年度の} \\ \text{児童虐待以外} \\ \text{の保護数} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{平均} \\ \text{入所} \\ \text{日数} \end{array}}{\text{歴日数}} \right] \times \text{緊急時} \\ \text{対応等}$$

$$= \left[ \frac{(1,200 \text{ 件/年} \times 15\% + 70 \text{ 人}) \times 30 \text{ 日/人}}{365 \text{ 日/年}} \right] \times 140\%$$

③施設整備の考え方

一時保護所の整備に際しては、子どもの安全性に配慮し複数配置が望ましいと考えます。また、一時保護所での入所期間は原則2か月以内であるため、その後の児童養護施設や里親等の入所先の確保も一時保護所の整備と同時に考える必要があります。

そのようなことを踏まえ、本市における一時保護所の整備についての考え方を次のとおり整理します。

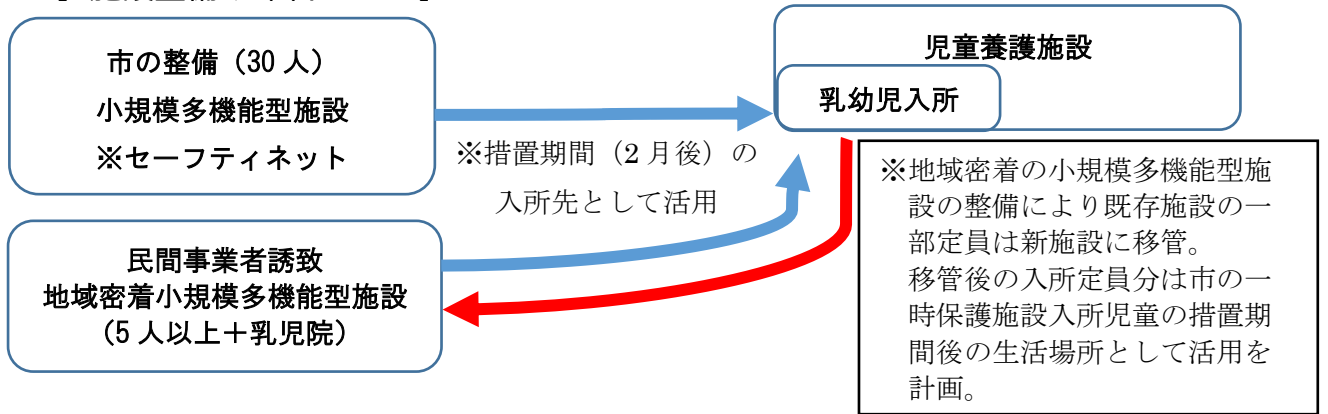
- 市は、緊急時及び非行対応等の必要性から入所定員を30名（6人×5ユニット）の大規模施設を整備します。
- 子どもの安全性に配慮するため、民間事業者を誘致し一時保護所の入所定員の増員を図ります。その際、乳児院を併設するとともに子育て短期支援事業（ショートステイ）を充実するとともに、地域に密着した小規模多機能型施設の整備を促進します。
- 誘致した民間事業者と連携・協働し、社会的養護に関する支援の充実を図ります。

« 参考 »

一時保護所に必要な設備については、児童養護施設の基準を準用します。詳細な施設の設備条件については、子どもの心理的ケアを勘案し別に定めるものとします。

必要な設備	児童居室、面接室、学習室、遊戯室、食堂、浴室、洗濯場、便所、静養室、医務室、事務室、夜間宿直室、用務員室、調理員室、倉庫など			
居室に関する条件	1居室定員	児童 ひとりあたり面積	乳幼児のみ 1居室定員	乳幼児のみ ひとりあたり面積
	4人以下	4.95㎡以上	6人以下	3.3㎡以上
※年齢等に応じ男女の居室を別にする				

【 施設整備・運営イメージ 】



4. 留意事項

本市において児童養護施設等の社会資源は、児童養護施設「翼」があります。しかし、一時保護所での入所期間は原則2か月以内と決まっております。その後に入所（措置入所委託）する施設の確保が課題となります。また、その他にも児童の自立支援や心理的治療、障害児の入所を目的とした施設整備・運営についての課題もあります。そのため、引き続き大阪府をはじめとした自治体との広域連携の可能性や民間事業者の誘致などについて検討を進め、課題解決に向けた取り組みを進めることが必要となります。

5. 財源措置

児童相談所と一時保護所の施設整備については、以下の国の補助制度等を積極的に活用します。

	整備費
児童相談所	○一般財源 ※平成30年度（2018年度）から、一般財源化前の国庫補助金相当額（総事業費の1/2）が地方債の対象となり、その元利償還金について、地方交付税措置が講じられているところ、残余の1/2部分についても地方債充当率及びその元利償還金にかかる地方交付税措置を拡充（実質的な国負担は72.5%）
一時保護所	○国庫補助金（次世代育成支援対策施設整備交付金） 令和2年度（2020年度）補助単価 基本分：定員1人あたり約1,271万円（国1/2、設置者1/2） 加算分：定員1人あたり279万円（国1/2、設置者1/2） ※個室化、ユニット型化等に係る加算 ○一般財源 ※整備にかかる自治体負担分（1/2）における地方債充当率及びその元利償還金について地方交付税措置が講じられる。

## 6. 今後のスケジュール

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児童相談所設置基本計画策定					
施設整備計画策定					
準備体制の構築と予算化					
施設整備					
国への政令指定手続き					
児童相談所開設					

## 資料集

## 資料 1. 計画の策定経過

### (1) 豊中市こども審議会での検討経過

#### ① 審議会開催状況

回	開催日程	内 容
令和3年度 第3回 こども審議会	令和4年(2022年) 1月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆(仮称)豊中市児童相談所設置基本計画(素案)についての諮問</li> <li>◆(仮称)豊中市児童相談所設置基本計画(素案)に係る以下の審議               <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所設置に関する基本的な考え方</li> <li>・児童相談所の運営</li> <li>・施設整備に関する方針</li> <li>・その他計画全般</li> </ul> </li> </ul>
第4回 こども審議会	3月16日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆(仮称)豊中市児童相談所設置基本計画(素案)に係る以下の審議               <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所設置に関する基本的な考え方</li> <li>・児童相談所の運営</li> <li>・施設整備に関する方針</li> <li>・その他計画全般</li> </ul> </li> <li>◆答申案の審議</li> </ul>



② 豊中市こども審議会委員名簿

会長◎・副会長○（区分順・五十音順・敬称略）

	区 分	名 前	所属名	役 職
1	学識経験者	伊藤 篤	甲南女子大学	教授
2		小野 ゼスラ 摩耶 ◎	滋慶医療科学大学大学院	准教授
3		中橋 美穂 ○	大阪教育大学	教授
4	市民	神原 文子		
5		北山 悠		
6		望月 はるみ		
7	市民団体等	安家 比呂志	豊中市民間保育園連合会	会長
8		植村 美代子	豊中市青少年団体連絡協議会	副会長
9		浦 耕太郎	連合大阪豊中地区協議会	副議長
10		小野 美智子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会	副会長
11		河本 良昭	豊中商工会議所	副会頭
12		北川 定行	豊中市私立幼稚園連合会	会長
13		北島 孝通	豊中市認定こども園協議会	会長
14		許 輝子	一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会	事務局
15		佐々木 文子	社会福祉法人 豊中市母子寡婦福祉会	理事長
16		武市 智子	豊中市民生・児童委員協議会連合会	理事
17		伴野 多鶴子	豊中市地域教育協議会	会長
18	星屋 好武	豊中市手をつなぐ育成会	会長	
19	行政機関	江尻 暁子	豊中市立小学校校長会	克明小学校長
20		河合 孝英	大阪府池田子ども家庭センター	所長

### ③ 諮問

豊 こ 政 第 2044 号  
令和 4 年(2022 年)1 月 27 日

豊中市こども審議会  
会長 小野セレストア摩耶 様

豊中市長 長内繁樹

「(仮称)豊中市児童相談所設置基本計画(案案)」について(諮問)

豊中市子ども健やか育み条例第 10 条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

#### 記

##### 1. 諮問事項

本市は、すべての子どもの人権が尊重され、子ども一人ひとりが健やかに育ち、子どもを愛情深く育むまちの実現に向け、子どもの所属機関(学校やこども園・保育所(園)等)や地域の各種団体、事業者等と連携を図りながら子どもに関わる様々な分野にわたる支援施策を総合的、計画的に推進しています。

一方、今日の家族形態の変化や生活課題の多様化・複雑化、地域のつながりの希薄化などの進展もあり、こども総合相談窓口への相談件数や児童虐待相談・通告件数は年々増加しており、子どもの権利擁護や子育てに関する問題・不安を抱える家庭に対して、迅速かつ丁寧に切れめなく包括的に支援が行える支援体制の強化が必要となります。

このようなことから、本市の地域特性に適った児童相談所を設置し、子育て支援施策の充実を図り、誰ひとりとして取り残さない地域社会づくりを推進します。

については、児童相談所を設置するにあたり、「(仮称)豊中市児童相談所設置基本計画」を策定するため、次の事項について、貴審議会の意見を求めます。

「(仮称)豊中市児童相談所設置基本計画(案案)」における、

- (1) 児童相談所設置に関する基本的な考え方について
- (2) 児童相談所の運営について
- (3) 施設整備に関する方針について
- (4) その他計画全般について

以上

④ 答申

令和4年(2022年)3月24日

豊中市長 長内 繁樹 様

豊中市こども審議会  
会長 小野 セレスタ 摩耶

**(仮称)豊中市児童相談所設置基本計画(素案)について(答申)**

令和4年(2022年)1月27日付、豊こ政第2044号で諮問のあった「(仮称)豊中市児童相談所設置基本計画(素案)」について、本審議会の意見を別紙のとおりとりまとめましたので答申します。

## 答申にあたって

豊中市は、すべての子どもの人権が尊重され、健やかに育ち、社会全体で子育て家庭を支え、子どもを愛情深く育むまちを実現するため、平成25年(2013年)に豊中市子ども健やか育み条例を制定し、子どもの所属機関(学校やこども園・保育所(園)等)や地域の各種団体、事業者等と連携を図りながら子どもに関わる様々な分野にわたる支援を総合的、計画的に推進してきました。

一方で、安心して容易に相談することができる窓口の体制整備のため設置した「こども総合相談窓口」への相談件数や児童虐待相談・通告件数は、家族形態の変化や生活課題の複雑化などにより年々増加傾向にあります。

このような中、子どもの権利を守り、子育てに関する問題・不安を抱える家庭に対して、迅速かつ丁寧に切れめなく包括的に支援が行えるよう、市長が児童相談所設置を表明し、令和4年(2022年)1月27日、「(仮称)豊中市児童相談所設置基本計画(素案)」についての諮問を受けました。

当審議会では、限られた時間の中ではありましたが、児童相談所設置に関する基本的な考え方から計画全般にわたり、集中して審議を行い、意見を取りまとめましたので、ここに答申とします。

## (仮称)豊中市児童相談所設置基本計画(案案)についての意見

### 1. 児童相談所設置に関する基本的な考え方について

- ①子どもの意見や主張を尊重し、子どもの最善の利益が考慮されているか、常に検証する必要がある。
- ②様々な背景を持つ子どもがいることを考慮して、施策を展開されたい。
- ③これまでの重層的な支援体制によるセーフティネット機能をより充実させるとともに、公民含めてネットワークを強化することが重要である。
- ④地域社会全体で子どもと家庭を支えるため、児童相談所の機能や役割について、関係機関・地域諸団体や保護者へそれぞれに応じた手法で情報の発信が必要である。

### 2. 児童相談所の運営について

- ①中核市として、児童相談所を設置し、市の既存事業である児童相談事業等とワンストップ化をはかり一体的に推進していくため、十分な準備と設立後の評価検証が必要である。
- ②児童相談所について、第三者評価の受審を念頭においた計画とする必要がある。
- ③子どもの一時保護後、学校園などでの受け入れがあるので、子どもの様子や保護者への指導など教育保育を進めるうえで学校園や地域と連携が必要である。
- ④地域社会に浸透・信頼されるため、地域の民生委員・児童委員など地域諸団体を含む関係機関と連携し、子どもの見守り強化に向けた取組みを進める必要がある。
- ⑤一時保護後については、子どもの意思を尊重することも大切であるため、家庭復帰以外の選択肢も必要である。また、子どもの家庭復帰に備えた親支援についての取組みが重要である。

⑥職員の専門性を高めるため、より専門的な知識やスキルの習得を図る機会を提供することが必要である。

⑦児童虐待相談への対応に支障をきたさないよう、また児童虐待相談件数の増加に見合うよう、十分な職員数を確保・配置するとともに、専門性に見合った適切な処遇とすることが必要である。

### **3. 施設整備に関する方針について**

①子どもが安心・安全に生活できる環境の確保が必要である。

②子どもの育ちにとって極めて重要な学校園での生活を、安心・安全のもとに確保し、子どもが教育を受ける権利を保障することが必要である。

③施設に関して、地域住民等への丁寧な説明が必要である。

### **4. その他計画全般について**

①児童相談所の運営を含む子ども施策全般の推進にあたっては、子どもに情報提供したうえで意見を聴く機会を設けることが必要である。

②児童相談所開設にあたり、地域に開かれた児童相談所として、市民の理解を得るために、児童相談所の役割や機能についてわかりやすく説明する必要がある。

③子どもや家庭、その他周囲の人にとって、児童虐待相談はもとより、子どもの疾患や障害など、幅広い相談を気軽に行える身近な場所として認知される必要がある。

④令和7年度(2025年度)の児童相談所の開設にむけ、児童福祉法の改正やこども家庭庁の創設など今後の国の動向を注視し、迅速に対応する必要がある。

## 資料2. 用語集

あ

### アウトリーチ

訪問支援

か

### 子育て世代包括支援センター

妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を行い妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する機関。

### 子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、または里親等に委託し、当該児童につき必要な保護を行う事業。

### 子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭、妊産婦等を対象とした、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う市町村の支援拠点。

さ

### 里親

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）を養育することを希望する者のうち、都道府県が作成した里親名簿に登録された者または都道府県知事が委託する者として認めた者。

### 児童虐待

保護者等が監護する児童に対し行う以下の行為。

- ・身体的虐待  
児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ・性的虐待  
児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
- ・ネグレクト  
児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、また保護者以外の同居人による虐待の放置、保護者として監護を著しく怠ること

- ・心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（面前DV）、または児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

## 児童心理司

児童福祉法に定められた児童相談所に置かれる職員。子どもや保護者等からの相談に応じるとともに、子どもに対して、診断面接、心理検査、観察等によって心理診断・心理判定を行うほか、心理療法、カウンセリング、助言指導等を行う。

## 児童福祉司

児童福祉法に定められた児童相談所に置かれる職員。子どもの保護、その他の子どもの福祉に関することについて、相談及び指導を行う。国家資格や実務経験が資格要件として定められている。

## ショートステイ

保護者の疾病やレスパイト（休息）、出産、冠婚葬祭等で一時的に養育が困難となる場合、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うもの。宿泊の伴うもの、伴わないものがある。

た

## 通告

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、市町村、児童相談所等に通告しなければならない。

や

## 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童もしくは、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者または出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、養育が適切に行われるよう居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業。

## 要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、地方公共団体の置く、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者等により構成される協議会。要保護児童等に対する支援の内容に関する協議等を行うものとする。



参考

児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、児童虐待防止対策体制総合強化プラン、厚生労働省 HP 他